

# 石炭対策特別委員會議録第十七号

昭和三十三年三月二十二日(木曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事齋藤 憲三君 理事始関 伊平君

理事岡田 利春君 理事多賀谷貞稔君

理事中村 重光君

藏内 修治君 白濱 仁吉君

中村 幸八君 南 好雄君

井手 以誠君 滝井 義高君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣 佐藤 策作君

通商産業大臣

出席政府委員 森 清君

通商産業政務次官

官 今井 博君

通商産業事務官 (石炭局長)

建設政務次官 木村 守江君

労働事務官 三治 重信君

(職業安定局長)

委員外の出席者

大藏事務官 田代 一正君

(主計官)

通商産業事務官 井上 亮君

(石炭局長)

通商産業事務官 影山 衛司君

(中小企業庁指 導部長)

建設事務官 鮎川 幸雄君

(河川局長)

自治事務官 茨木 広君

(財政局理財課 長)

本日の會議に付した案件  
参考人出席要求に関する件

連合審査会開会申入れに関する件  
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号) 産炭地域振興事業団法案(内閣提出第七七号)

○有田委員長 これより會議を開きます。  
内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。  
質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 産炭地域振興事業団法の一、二の点について御質問申し上げます。  
実は先般問題になりました第十九条の業務の範囲であります。私どもとしては、もちろん産炭地域における疲弊している状態から鉱工業を振興させるための具体的な事業を行なう、しかも、その産炭地周辺にはおびただしい失業者が停滯して居ることは御存じの通りでありますので、従って事業団の目的とし、あるいはまた直接事業団が事業振興のための土地の造成をする、あるいはまた工作物の建設をするというところが、一歩前進をして産炭地域に停滯している人の雇用をどう拡大していくかが当然問題にならなければならぬと思っております。そこで私は國會の決議から考えても、産炭地域の振興と

いうのは、当該地域の鉱工業の振興をはかることはもちろんであります。そのことを通じて、特にうらはらの問題として、停滯している失業者をどう吸収していくかというところが問題であると考えざるを得ません。従って、私は、労働省は労働省としてこれらの対策について考えておるでしょうし、さらに前に通過をしました雇用促進関係法案の場合にも論議をしておるわけであり、特にこの事業団に、労働省としては失業者の吸収についてどのような期待をしておるか、その点についての労働省の見解をまず承りたいと思っております。

○三治政府委員 その点につきまして、この事業団ができた場合に、いろいろ事業をおやりになるその具体的な事業は、今先生のおっしゃったような土地造成を中心としたとありあえずの事業というふう聞いておりますが、その場合に、やはりできるだけ炭鉱職者で現地に滞留している失業者の吸収というところを、ある程度その事業の実施上義務づけていただくようなことについて通産省側にも申し入れて、通産省においても大体そういうふうな方向で考えていくからというふうな回答を得ているわけでございますが、いざにしまして、産炭地振興ととも、労働省としてはやはり絶対的に余剰の産炭地の労働力を、広域職業紹介によって需要地の方に相当程度移動するということに伴わないと、失業問題は解決しないというふうな考えをしております。

○岡田(利)委員 今回出されている産炭地域振興事業団法の目的の中には、いわゆる雇用の問題は直接うたっていないわけですが、しかし産炭地振興法を論議した精神からいって、あるいは法の成立した精神からいって、あるいはまた今回事業団法を提出し、これを成立させるその目的が、やはり鉱工業の計画的な発展をはかるという陰には、失業者の吸収をはかり、雇用の増大をはかるという問題が、非常に大きなウエイトを占めておると思うわけです。それで私も、この目的に、特に雇用の増大に寄与するという面をやはり強調的にうたうべきではないか、こういう主張をいたしておるのであります。この点、通産省の見解では、事前にもう通産省、労働省のこれらの問題についての意見の交換があったかもしれないませんが、なかなかそこまで行き切らぬというのが、今度の法案の内容にもなっておるわけです。特に業務の範囲においては、きわめて狭められておる。いわゆる土地を造成し、これに関連を有する工作物を建設する、これを管理し、譲渡するという程度のものであって、今産炭地域に停滯をして居る多くの失業者の雇用を積極的にはかってくる、失業者を吸収していく、こういう点から見ると、非常にほど遠いと思っております。私はやはり労働省の政策からいって、雇用奨励金も出すというところまで踏み切っておるわけであり、むしろ積極的にこの点は通産省と打ち合わせをして、失業者の吸収、そのために事業の範

囲を拡大していく、そういう具体的な計画を立案し、これを実施していく、こういう積極的な態度があつてしかるべきだと思つておるのですが、この点についてどのようにお考えになっておるかをお伺いしたいと思います。

○三治政府委員 そのような趣旨で、今後通産省と密接な連絡をとって、行政運営面をやっていきたいと思つております。

○岡田(利)委員 炭鉱労働者の雇用の問題でございますが、御存じの通り、筑豊炭田は、さらに、それぞれ大手の山が終掘、閉山をするという情勢が最近特に濃くなつてきておるわけです。三菱の場合においても、方城、上山田であります。筑豊における二山を、来年三月一ばいで終掘予定の山を、繰り上げて今年三月一ばいで終掘、閉山として処置をする、こういう提案が実は会社からなされてきておるわけです。そういたしますと、筑豊炭田の場合には、ここ五年以内に、大手の山はわずか三、四の数えるほどしか残らないで、ほとんどが終掘、閉山、あるいはまた第二会社というような形に切りかえらることは明らかだと思つておる。加えて増強群の場合においても、田川の千二百名を初めとして、それぞれさらに人員淘汰の計画を持っておるというところもまた明らかでございます。また増強群の一番多い北海道においても、さらに積極的に大量の人員淘汰、人員の削減ということを計画しておること、これもまた事実なわけです。ですから、当初合理化計画が組まれたよ

りも、予想以上に、人員淘汰による合理化の推進ということが私は最近顕著になってきたと思うのです。そういったしますと、当面労働省が雇用対策として立てておる内容についても、再検討しなきゃならぬ時期にきておるのではないかと。合理化計画そのものが再検討の時期にきておると同時に、炭鉱労働者の雇用の問題についても、再検討しなきゃならぬ時期にきておるのではないかと、こういう感じが実はいたすわけです。従って、経営者が単に合理化の方針に基づいて、自分勝手にその企業の都合だけによって人員を淘汰する、そのつどそのつど経営者の意思によって人員が淘汰されるということについては、何らかの政府が、雇用について積極的な施策を打ち出す反面、規制をするとか、計画性を持たせるといふか、そういう措置が今日私には必要ではないかと思うわけです。たとえば千二百名の解雇をするという場合に、これがなくして、しかも安定した雇用先があって解雇をされるということとでありまして、安定的な雇用転換ができるわけでありまして、企業の都合だけで解雇をしてしまうということになると、これはやはり労働行政の面からいっても、私は大きな問題ではないかと思うのです。ですから、この際労働行政の立場からして、一歩踏み切って計画的な雇用転換を考えていく、こういう積極的な施策というものが要望されるのではないかと、実は私はこういう見解を持っておるわけです。言うならば今の炭鉱の合理化というものは、もちろん千二百円のコスト・ダウンで非常に苦しい、だからというので山におい

ても、積極的に解雇が行なわれておるわけです。これは、いわゆる石炭企業間の競争が激化して、一つの企業が解雇をしていく、しかも機械化をして合理化をする。極端なもの言ひ方をすると、三年先の合理化をしていく。一方においては、企業がなかなか困難であるというふうな形で企業の合理化を進めている。こういうアンバランスがやはり炭鉱企業間においてあることも事実なんです。そうすると、一方においては必然的に終極、閉山になって、労働者が山から降り出されてくるという面を考えてみますと、少なくとも現行の、やっつけける態勢にある企業、こういうものについては、やはり計画的にこの人員の問題については考えていく。もちろんその場合に、合理化計画そのものが、では従来通りの方針を貫いていくのかどうかという問題があるでしょうけれども、私は、それと関係なくして、この計画的な転換というものをやはり労働者自体においても積極的に考えるべきではないか。そのために必要があるならば、労働省として積極的に立法措置を講ずるべきではないか、こういう考え方に立つわけです。どうも、通産省で立てた合理化計画、それによつては引き出されてくるものをどうしようか、こういう消極的な労働行政では、今日問題は解決しないと思うわけです。むしろ一歩進んで、雇用の安定的転換をはかるという立場に立つ場合に、少なくとも現時点においてある程度余力がある場合には、計画的にそれを雇用転換をはかっていく、こういう立場を私はとるべきじゃないかと思うのです。もちろん本人の希望でやめていくような場合、あるいは

はまた企業が雇用先を世話をして、本人が納得をしてやめていくような場合、こういう場合には、私は現在でも問題がないと思うのです。あるいはまたどういう意思があるうとも、終極になれば、これはもう全労働者が必然的に離職する、こういう場合にはまたケースが別でしょう。しかしながら、合理化の線に即して、どうしても長い見通しに立って合理化をしなければならぬという場合に、一ぺんに千二百名なら千二百名の大量解雇をする、あるいは一割、二割に及ぶそれぞれの企業の規模に基づいた解雇をするという場合に、それは一ぺんに解雇をしなればならぬのかどうかということになってきますと、私は非常に多くの問題があると思うわけです。そうなって参りますと、やはりそういう場合には、労働省としては単なる行政というよりも一歩強めた形で、これらを計画的に雇用転換を考えていく、こういう施策が今日積極的に打ち出されなければならぬ時期にきておると思うのでございませうが、この点の見解はどうでしょう。

○三治政府委員 石炭鉱業の合理化によつて離職者が出る、それに対する対策として、御承知のようにいろいろの対策をやり、ことに来年度におきましては、先ほど御承認いただいた法の一部改正によつて、非常に積極的な対策を労働省としてはとつたつもりでございませうが、この合理化計画の実施が事実上だめだ、しかも大企業の一部において一時に大量の解雇が行なわれるというふうな場合の対策ということにつきましては、われわれとしても非常に重大な関心を持ってそれに対処しなくちゃならないというふうに考えてお

ますとともに、やはり炭鉱経営者側に對してもわれわれの方として事前に打ち合わせ、さらに、配転計画というよりなものについても、今後関係行政機関とも密接に連絡して、それが処理できない問題にならぬように善処していきたいというふうに考えております。また今、直接そういう問題につきまして、先日石炭局の方からの政府に對する申し入れにつきましても、そういう事情も一部聞いておりますので、至急労働省としても態度を検討し、そうして積極的に今後配転計画ができるように善処していきたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 先般当委員会、炭鉱離職者の臨時措置法の一部改正を行なったわけですが、あの法案の内容というものは、たとえば、いわゆる集中豪雨が降って、川の水かさが増してきて、そうして下流がはんらんをした、はんらんしたものをどう一体これを復旧するか、そのための法案であったと私は思うわけです。私は今日の石炭合理化のテンポから考えて、それでは十分ではないと思うのです。問題は、はんらんしないように堤防のかさを増すとか、そういう措置をして、やはり水の管理を十分コントロールしていく、ここまできなければんらんという労働対策にはならぬではないか、こう実は考えるわけです。これを炭鉱労働者の場合にあてはめてみますと、企業の方は、極端なもの言ひ方をすれば、勝手に何名々々と切ってしまう。そうすると、はんらんをしてしまつて復旧に非常に時間がかかるわけです。しかも時間がたてばたつほど、復旧してもなかなかきれいにいかない。また雨でも降れば、さらにそれがそれ以上の被害を増す、こういうことになっておるのではないかと、こう思うのです。ですから少なくとも、山がつぶれるとか、本人が希望をやめるとか、あるいは企業が努力してそのために雇用の転換をはかるという場合を除いて、大量解雇の場合、たとえば一割以上の解雇をする、三百人おれば三十名、五人おれば五百名以上の解雇をするという場合には、政府もあれだけの対策を立てておるのですから、事前にやはりそれを労働省は労働省で検討する、そしてそれが十分理由があるとすれば、これに對する対策を立てなければならぬ、企業として努力する余地があるとするならば、それはある一定の期間的に漸次計画的に雇用転換をはかっていくということを考えていく、ここまできなければ私は十分でないと思うのです。少なくともヨーロッパの炭鉱で合理化を行なう場合、労働者が淘汰されるという場合には、そういう一つの水路というものを切り開いてスムーズに転換されるという措置を講じておると思うのです。ですから単に打ち合わせをしておるといふだけではなくして、それを正式の一つの制度化した形で、この合理化が終わるまである一定期間、そういうような点について労働者が納得のできるような、しかも安心して働いておれるような体制にすることが必要ではないか、こう思うのです。というのは、計画的に転換してもらえんということになると、残っている労働者は安心して働けるわけです。やめる場合にも、ほいと何千名と首切られることはない、そういう場合もある程度計画的に転換できるのだ、そうすると、働い

ている者は安心しておられるわけでは  
われわれは、首を切つてはいかぬとい  
うことを言っているのではないので  
す。そこまでやはり今回は措置をとる  
べきではないか。そういう措置をとる  
とすれば、特別立法の必要があると私  
は思うのです。こういう集中豪雨的に  
大量解雇する場合には、炭鉱の企業合  
理化のような場合には、こういう態度  
が大事だと思つておられます。これは石炭局  
長にも伺つておきたいと思つておる  
が、そういう場合には、残つておる労働者  
も、あまりトラブルも起こさないで、  
安心して働いておられる。転換する場  
合には漸次計画的に転換される、まあそ  
う悲惨な状態にはならぬという感じが  
あれば、私は労働者というものは安心  
して、石炭産業の生産性の向上のた  
めに大いに努力できると思つておる  
のです。こういう見解について石炭局と労働者  
からお伺いしたいと思つておるのです。

○今井(博)政府委員 各炭鉱の実情に  
よつてやり方は多少違いますが、現在  
の大手炭鉱のやり方は、実際に人間を  
整理する場合には事前協議制というこ  
とでできるだけ相談してくで、やめて  
らつてはどうかということ、これが  
第一の原則ではないかと思つておる。そ  
の場合におきまして、これは会社に  
よつて違いますが、現状ではおおよそ  
八割程度は一応関連会社なり、そうい  
うところに就職のあつておるのをや  
りまして、三十六年度の実績はやはり  
関連企業に相当就職あつておるに成  
功いたしておられます。なおそれは一〇〇%  
とまでいきませんが、今日までのところは  
大手関係では職場転換というものがつ  
いて相当の努力を払つておると思

います。なお今後さらさらその努力を  
続けるなり、あるいは政府としても、  
もっと職場転換のできるような職場の  
造成について、炭鉱会社みずからが職  
場を考へていくということをお願いし  
ておられます。たとえば産炭地域振興  
事業団でお話ございましたが、これ  
の融資機能を、これは今予算は少ない  
のですが、これをもちつとやして、炭鉱  
会社みずからが職場転換の職場をむし  
る積極的に造成していくという余地が  
だいぶんあるんじゃないか。今までは関  
連企業、財閥関係の関連会社に主とし  
てやつておりましたが、これもやはり  
限度がございますので、そういう面  
の措置が必要なんじゃないかというこ  
とで、今それを勧奨し、大いに相談を  
進めておられますが、やはり基本は労使  
間の問題でございますので、そこに  
おいてできるだけ話し合ひをし、就職  
のあつておるに努力する。政府としても、  
その労使間の問題に直接入るといふこ  
とは不適当でございますので、回りか  
ら大いに応援していくという措置が、  
今日では妥協なんじゃないか。それか  
らさらに、閉山するという場合も、い  
きなり閉山するというのでなく、や  
はり三年先とか、そういうことがあら  
かじめ予見されます場合は、できるだ  
けお互いにそういうことを話して、人  
間の減少というものがスムーズに  
先ほど御指摘がありました三菱の上山  
田、方城は確かに閉山計画を繰り上げ  
ておられます。約六カ月程度繰り上げて  
おられますが、上山田については千五百  
人の人間が普おりましたが、現在は二  
百人程度に逐次減つておるといふこと  
でございます。やはりできるだけ一  
挙にそういうことをやらずに、閉山と

いうものも就職あつておると並行してス  
ムーズにやつていくという措置が必要  
だと思つておられます。なお十分はござい  
ませんが、やはりそういうふうな行政指  
導を今日までもやつておられますし、今  
後もやつて参りたいと思つておられ  
ます。

○三治政府委員 今石炭局長から言わ  
れたのと同趣旨のことを考へておられ  
ます。そういう点について労働者も経営  
者側に強く働きかけるとともに、安定  
機関の足らざることを協力してもら  
うという態勢をとつていきたいと思  
つておられます。先日も石炭局長からさら  
つきまして、経営者側からさらさら  
一般の経営者を含めた協議会を作りま  
して、その実施の面につきまして今後  
さらに推進するとともに、やはり求人  
開拓について各産業界に働きかけて、  
計画的に採用部面を広げていくとい  
うようなことは話し合つておる次第で  
あります。その点はやはり石炭産業か  
ら出るそういう離職者に対する産業界  
全体としての受け入れ態勢というもの  
を、もう少し理解を深めて、しかもそ  
の吸収計画をできるだけ具体的に作つ  
ていくことじゃないか、これについては  
産業界は安定機関と協力して、それに  
積極的な援助をするようにPRをして  
いくとともに、行動にも移るといふ  
うな空気が出てきましたので、これを  
さらに広げていきたい。やはり安定機  
関だけでは力が足りませんので、そう  
いう新しい求人の開拓について経営者  
側も全体として盛り上げていくといふ  
態勢で進んでいきたいといふふうに考  
えておられます。

○岡田(利)委員 そういう行政上の指  
導をすることはけっこうなわけなん  
ですが、問題は、現場で働いておる労働  
者にしてみれば、そういう行政指導を  
とつておるといふことも、なかなか安心  
して生産に寄与するといふ態勢にはな  
らぬわけですね。個々の現場の労働者  
としては、そういう場合にはできるだけ  
努力をするのではなくて、計画的な方  
向でやるのだ、政府としてもそのため  
にかくかく措置をする、経営者もそう  
いう政府の方針に基づいて、大量解雇  
の場合にはそういう考え方に立つて進  
めていくのだということになると、相  
当労働者の定着性も増してくるでし  
ょうし、安心して働くことができるで  
しょうし、そのことを通じて石炭の労  
使の安定ということもはかることがで  
きるのではないかと、こう私は思つてお  
るんです。ですから、そういう意味で  
はある程度歯どめが必要じゃないか。  
単なる行政指導ではなく、一歩進め  
て――まあ、はっきりものを言えば、  
場合によっては解雇の制限をする。制  
限をするといふのは永久に制限をする  
ということではなくして、その事情に  
よつては計画的に転換をはかる、一定  
期間を限つて転換をスムーズにはか  
つていく、こういう方針というものが  
出されれば、現在働いておる労働者も安  
心して生産に寄与できると思つてお  
る。ところが今、一生懸命働いて能率  
が上がる、五千五百万トンに押えられ  
ている、従つて自分が能率を上げるこ  
とは即自分たちのやめることを促進す  
るようなものである、こういう状態に  
置かれておることが問題なんです。産  
業的に見ると、石炭産業は不安定である。  
そこに雇用されている労働者の心理状  
態も、非常に不安定な状態にあるわけ  
です。だからせめて、産業の問題は産

業の問題として合理化を進めていかな  
ければならぬわけですが、働いておる  
労働者にそういう精神的な安定性を与  
えて、そしてスムーズな雇用の転換  
をはかるということは、今日もう考へ  
なければならぬと思つておる。西ドイ  
ツのような場合には、初めから解雇に  
ついては制限をして、政府が計画的に  
雇用転換をはかる、こういう態度を  
とつておるわけなんです。これは日本  
の炭鉱のような、一年に何万人と首を  
切るような計画ではないわけですね。そ  
れでも、そこまではっきりした政策を  
とつておるわけですね。日本のように非  
常にきびしい鋭角的な合理化をし、多  
くの労働者が首を切られるという場  
合においては、なお一そうその必要性を  
特に痛感するわけですね。合理化計画  
がもう一歩完成に近づきつつあるわけ  
ですから、全然海のものとも山のもの  
ともわからぬ状態ではないわけですね。  
こういう事態においては、特にそうい  
う点を明らかにする必要があるのでは  
ないか。ですから大量解雇について  
は、単なる行政指導をするのではなく  
して、ある一つの審議会にかけて、そ  
して一定期間の中で計画的に転換を進  
める。言うならば一つの解雇制限にも  
なるでしよう。こういう点について積  
極的に取り上げる意思がありますか。  
とにかく従来通りの考え方を踏襲して  
いくという考え方を変えないのです  
か、この点もう一度見解を承りたいと  
思つておられます。

○三治政府委員 結論から先に申し上げ  
まして、やはりまだ立法措置をすぐ  
とるといふところまで労働者としては  
決定しかねるわけですね。先ほど石炭局  
長並びに私がお答へしたような態を考

えてやっていきたいというふうに考えます。ドイツの解雇制限立法は、確かにおっしゃるようなわけなんです。が、これでもやはり法律上の建前としては、最大限二月月になっております。そういうことから考えてみて、たとい立法してその二月月をやってみても、実質上そう——労使それから政府が協力してやれば、実質上そういう方向でできるんじゃないかというふうな考え方を現在私たちは持っております。ドイツの解雇制限立法も、まだわれわれの方で十分研究しておりませんけれども、ドイツのいろいろな社会事情があつてのことでありまして、やはり社会の進歩または労働情勢というものがマッチしないと、法律やいろいろの具体的なものをきめてもその運用がでない。われわれとしてはもう少しそういうふうな部面について研究するとともに、実効ある行政措置で処置していきたいというふうに考えておるわけであります。

○岡田(利)委員 私は具体的にお聞きしますが、今、炭鉱労働者が大量に解雇される場合、事前に労働省が何か話があるのですか。そういうシステムになつておるのですか。

○三治政府委員 たとえば一昨年の三井三池の争議の終息の場合におきましては、相当計画的にやりましたつもりです。そのほか、具体的な大量解雇の場合については、今私は思ひ出せないのですね。現在ではやはり石炭合理化事業団並びに通産省から、労働省として最大限に事前の情報を得てやっています。つまり、先日の杵島炭鉱なんかの整理の場合におきましては、その終息前に安定機関を動員し

て相当就職相談をやりました。それから会社側の方も、従業員について希望、それから家族状態、経験年数、年令その他、そういう部面につきましての情報を相当キャッチして、事前に職業相談をして、配転計画について相当の協力をしてもらつてやっております。これをさらに円滑に進めていくことができるというふうに私もは考えております。

○岡田(利)委員 それはやはり、事前に協議をしていこうと指導しているのかということじゃないかと思うのです。経営者が自分の意思でやったりしにくい問題になればなるほど、それがただ置けず、やらざるを得なかつたということだと思つておるのです。私はやはりもうここまでするとそれはいかぬと思つておる。事前にはっきりした処置をする。そのためには、やはり事前に、少なくとも労働省が、大量解雇する場合には、その人員なり、仕方なり、経営者の考え方というものを、はっきり把握をされ、政府としてもこれに強力な指導ができる、こういう態勢でなければならぬと思つておる。いろいろ質問しますと、われわれが聞いても非常に耳ざわりのいい答弁をいただくわけなんです。裏を返すと、実際何もやっておらぬというのが、私どもの考え方としては、実態ではないかと思つておる。ですから、これは経営者の意思だけでやるのでなくして、やはり経営者に対しては行き過ぎはコントロールをしよう、こういうことでなければならぬと思つておる。今石炭の各企業は、無制限に、自動車競争のように競争させ

は達成しなければならぬけれども、無制限に競争させる段階じゃないと思つておる。ところが、今の場合には何ら規制措置はないから、やるところは一方的にやつておる、そして条件の悪いところはなかなかやりにくい、そういうことでどんどん格差がついてくる。だから、苦しくなると第二会社におろす、労働条件を下げる、あるいは人を首切つて、安い労働者組を使う、こういう無原則な体制に炭鉱労働者の雇用の問題というのは置かれておるわけですね。ですから、むしろ私は事前に労働省として、炭鉱労働者の首切りについては、出た者についてはしりぬぐいはするのであるが、政府としてもこれだけの措置を講じておるのである、だから雇用のスムーズな転換については協力してもらいたい、それが行政指導でできないければ、私はやはり立法措置をとらざるを得ないと思つておる。そういう態度でなければ、幾ら行政指導するといつても実際これは不可能だと思つておる。労使の間において結ばれた事前協議制あるいは労働契約だつて、今一方的に破棄されているのです。労働契約に基づいてその通り実行しているわけではなかつた。合理化は至上命令で、事情変更の原則によつて、労働契約も協約の改定をしなければならぬ、緊急避難である、こう言つて経営者はやつておるのが実態なんです。ですから行政指導するとするならば、今の労働省としておのずとやり得る限界というものは私はあると思つておる。局長がかわつて新しい局長になられたのですが、やるとすればどの程度あなた方の権限内でできると思つておるか。

○三治政府委員 そう言われるとなかなか困るわけですが、これはやはり経営者側のそういう配転計画については、従来にも増しての協力がなければ、安定機関だけでなかなかできないと思つておる。そういう情勢については、やはり現在だんだん盛り上がりつつあると思つておる。また、そういうこと、配転の裏付けとなる予算措置も、労働省としては非常に大胆にとつておるつもりでございます。これをいまま少し推進して、さらに、それでもういふにもならぬという問題になれば別ですけれども、とにかく今までの方は、労働省としてはやつていきなかつたというふうなことでなくて、従来に対しては数倍ないしそれ以上の対策をとつておると思つておる。これをまずやつてみるのが先決じゃないかというのが、私の現在の立場でございます。

○岡田(利)委員 私先ほどから言つておるように、職業者の対策はなるほど前進はしておるわけですよ。しかし、これから大事なことは何かというところで、これから大事なことは、今若い労働者がどんどん炭鉱をやめて、平均年齢が三十八才になつておるということ。しかも、さらにこれが老化していく傾向にあるわけですね。これから大事なことは、質のいい労働者を残して、石炭産業の将来にわたる安定をはからなければならぬ。わが国の最大のエネルギー源ですから、政府としてもこの点については特に、石炭産業の安定をはかる、こういう方針をとつておるわけですね。そうするとや

はり今大事なことは、最低賃金制を置いて魅力のある職場にして、労働者を残していくことも一つの方法ではないかと思つておる。もう一つの方法は、一生懸命働いても、結果として解雇される場合には、少なくとも予告があり、そして計画的にこれはやつていくということではなければならぬ。何か変動によつてばさばさ首を切られるのではないというものがあれば、そういうものがあれば、労働者も安心して残るでしょうし、それが将来にわたる石炭産業の安定に大きく貢献すると思つておる。この点を今労働省が考えるべき時期ではないかと、私は思つておる。労働省は人がよ過ぎて、首切りはあなたの方、自由主義経済だから勝手に切りなさい、私どもは国家の予算で、国民の税金を使つてしりぬぐいしますというものであつては、これは非常に片手落ちな労働行政だと思つておる。こういうことが慢性化すると、国民も納得しませんよ。企業家は企業家として努力していく、もちろん、それでできないものについてはある程度、でき得る限界内ではいろいろ政府としても考えていく、こういう一歩進んだ積極的な面で、波打ちぎわでやはり問題をスムーズに解決する方向を築くということが大事じゃないかと思つておる。私はこれができれば、労使の関係も安定すると思つておる。今大体労使関係で重大な紛争が起きているのは、賃金を中心にする労働条件の大幅な切り下げ、それから解雇ですね。日本の数多くの労働争議を調べても、大体解雇が大幅な労働条件の切り下げで、王子のようなああいう権利闘争というの

は、一生懸命働いても、結果として解雇される場合には、少なくとも予告があり、そして計画的にこれはやつていくということではなければならぬ。何か変動によつてばさばさ首を切られるのではないというものがあれば、そういうものがあれば、労働者も安心して残るでしょうし、それが将来にわたる石炭産業の安定に大きく貢献すると思つておる。この点を今労働省が考えるべき時期ではないかと、私は思つておる。労働省は人がよ過ぎて、首切りはあなたの方、自由主義経済だから勝手に切りなさい、私どもは国家の予算で、国民の税金を使つてしりぬぐいしますというものであつては、これは非常に片手落ちな労働行政だと思つておる。こういうことが慢性化すると、国民も納得しませんよ。企業家は企業家として努力していく、もちろん、それでできないものについてはある程度、でき得る限界内ではいろいろ政府としても考えていく、こういう一歩進んだ積極的な面で、波打ちぎわでやはり問題をスムーズに解決する方向を築くということが大事じゃないかと思つておる。私はこれができれば、労使の関係も安定すると思つておる。今大体労使関係で重大な紛争が起きているのは、賃金を中心にする労働条件の大幅な切り下げ、それから解雇ですね。日本の数多くの労働争議を調べても、大体解雇が大幅な労働条件の切り下げで、王子のようなああいう権利闘争というの

は、一生懸命働いても、結果として解雇される場合には、少なくとも予告があり、そして計画的にこれはやつていくということではなければならぬ。何か変動によつてばさばさ首を切られるのではないというものがあれば、そういうものがあれば、労働者も安心して残るでしょうし、それが将来にわたる石炭産業の安定に大きく貢献すると思つておる。この点を今労働省が考えるべき時期ではないかと、私は思つておる。労働省は人がよ過ぎて、首切りはあなたの方、自由主義経済だから勝手に切りなさい、私どもは国家の予算で、国民の税金を使つてしりぬぐいしますというものであつては、これは非常に片手落ちな労働行政だと思つておる。こういうことが慢性化すると、国民も納得しませんよ。企業家は企業家として努力していく、もちろん、それでできないものについてはある程度、でき得る限界内ではいろいろ政府としても考えていく、こういう一歩進んだ積極的な面で、波打ちぎわでやはり問題をスムーズに解決する方向を築くということが大事じゃないかと思つておる。私はこれができれば、労使の関係も安定すると思つておる。今大体労使関係で重大な紛争が起きているのは、賃金を中心にする労働条件の大幅な切り下げ、それから解雇ですね。日本の数多くの労働争議を調べても、大体解雇が大幅な労働条件の切り下げで、王子のようなああいう権利闘争というの

は珍しい例なんです。その以外はほとんど企業合理化の問題なんです。しかも炭鉱は、労使の紛争を起さしてはならぬ時期なんです、非常に大事な時期なんです。そういう面からいっても、やはりもう一歩進んで考えていく。もちろん政府としてはそのかわり、この点について、労働者労働組合に対しては、協力してほしいというところを大胆に出してもいいのじゃないかと思うのです。やはりそういう態度がなければ、合理化というものは、むしろ紛争が起きて、逆に石炭産業の企業力が不安定になる。そのことを遂行するために逆にマイナス面が非常に大きくなって、実行行使、ストライキでも起きれば、今度は負債をかかえて、この赤字を処理するのに四苦八苦しなければならぬ、こういう悪循環が続いていくわけなんです。考えてもいただきたいのは、こゝなんです。これは今、政府の行政指導でできないわけでしょう。やるとすれば、法律的根拠が何もないわけですが、何かできる方法はありませんか。たとえば援護法があるから援護法で、ある程度一部改正するなりしてもやる。首を切った者は引き受けるのだから、首を切る前に注文をつける。文句をつけるくらい、そういうことも実際不可能じゃないですよ。御存じの通り、炭鉱労働者の雇用安定について、社会党としては法案も出しておるわけですが、この点について労働省として、すでに国会に出されておるのですが、検討済みですか。

それから円滑な配置転換ということにつきましても、先ほど来答弁しておられますように、事業主側の協力を得るとともに、そういうものについて事前に計画を政府と協議し、そうしてできる限りそれを円滑に、スムーズにやれるように指導していきたいというふうな考えがおります。それは現在のところでは、ことに大手につきましてもこれができるというふうな考えがおります。

○岡田(利)委員 ぜひこれは労働省として検討してもらいたいと思うわけですが、私はあらためて労働大臣にも出席を願って、炭鉱労働者の雇用の問題について質問したいと思うのです。この法の精神が悪ければ悪いけれども、この法は、やりきらなくてもいい、こうなれば、やりきらなくてもいい、こうなわけです。ただ問題は、こういう趣旨のことは当然やらなければならぬ時期に来ているという、意見の一致だけは見ることができると思っています。ですから、そういう意味で十分検討してもらって、炭鉱のこれからの雇用転換に対しては一体どういことが一番妥当なのか、合理化を進めていく重大な段階において、どうい方法が最も適切な方法なのかという点について私は見解を承りたいと思うのです。そこで特に今労働省と私の質問の中で、これは石炭局長にお聞きしておきたいのですが、石炭局長としても合理化を達成するために、労使の紛争が起きて、それがマイナスになる。そのことによつて、企業が不安定になる。極端なもの、言い方をすると、企業の継続もできないというふうなこともなりかねないのですよ。こういうものを排除す

ることが、合理化政策を進める場合に私は最も大手だと思つておる。もう一歩進めて言うならば、合理化を達成するまで労使の紛争を起さぬというくらいに私は措置をすべきだと思つておる。通産省としては、労使は紛争を起さぬので、合理化を終わるまではとにかく労使休戦してくれ、率直に言え、そういう考え方はないかと思つておるのです。そういう点について、その適切な施策というものが大事だと思つておる。合理化臨時措置法に、人の問題については出てないわけですが、わ。しかし合理化臨時措置法に流れるものは、人の問題が裏にはついているわけなんです。この人の問題だけがあるから、私は問題があると思つておる。ですから、これは労働省だけじゃなくて、合理化をスムーズに達成するため、通産省の立場としても、この点何らかの措置をすべき時期にきているんじゃないかと思つておる。この点どうでしょう。

○今井(博)政府委員 今日までのところは、比較的年の若い人はほとんどはけていく、そうして中高年齢層、特に四十才前後の就職転換の非常にむずかしい人の問題が中心になってきていて、という点においては、従来のようなやり方ではいいとは思つておられません。これは行政指導をやる場合において、もっときめ細かいやり方をやる、またもっと積極的な助成もする必要があると考へておられます。今回の雇用奨励金制度も労働省の方で特に考へて、それからその他の措置についても、従来の対策を数歩進めて石炭対策というものを政府としても考へた

次第でございます。ただ今日の労使間の現状からいいますと、やはり私はそれを法律でどうこうするということがよく、事前によく相談する労使の協議という問題が、現状では非常に形式的なもの、血が通っていないというふうなものは欠陥があるわけでありまして、われわれもその点については、これに、もっと血を通わせて、経営者にもっと精神的な教育をする。非常に必要かと思つておる。ただいまドイツの例がいろいろ出ましたが、日本の現在の労使間がどうい現状になっておるといふことについては、もちろん政府の施策も悪いし、経営者のやり方も非常に欠陥があると思つておる。しかし私はやはり現在の労働者側にも相当反省してもらわなければならぬ点もあるんじゃないか、一挙にしてこういう関係になつたのではなくて、やはり相当な長い年月を経たことになつたいろいろな歴史的な事情があると思つておる。そういうものを一挙にどうこうするといふことは、外国の制度を見習つてみても、日本の実情からするとなかなかうまくいかぬのじゃないか、現状ではやはり、現在の労使の協議の場というものにもっと血を通わせるといふふうな措置が妥当じゃないかと、私は、非常に私見にわたりますが、そう考へておる次第でございます。今日までのところ、何人人間を整理するといふ場合も、経営者としてはこのくらいは就職のあつせんが大体できるんじゃないかといふふうな考へておる。たとえば何人やめてもらうとかいふふうなことをむしろ進めていくといふ、裏からいいますと、そういう実情

もあるようでございます。経営者の方も、先ほど三菱の上山田、方城の例であげましたように、逐次人間を減らして、閉山の時期には非常に少なくおられるというふうなスムーズなやり方をやるべきでありまして、やはりできるだけ早く合理化計画というものを事前に相談して作っていくといふこと、今後の対策を進めるように、ぜひとも各経営者に勧奨いたしたいと思つております。

○岡田(利)委員 私の質問は、これで終わりますが、問題は、使が十分話し合うということがやはり大前提なわけですが、労使が十分話し合つても、納得ができぬ場合もあるわけですね。一方においては企業格差というものができておる。あるいは千二百円のユースト・ダウンをしなければならぬ、さらにそれ以上の合理化を要求されているという問題があるわけですね。しかも、企業格差というものは、どんどん大きくなってきておる。企業格差があるから、勧奨するといつても、実際問題としてはなかなかむずかしいのです。労使が十分話し合うことは、これは利害が違つたわけですから、見解の相違が出てくる。そうして解決できないで必然的に紛争に発展をする、これは私は何とか解決しなければだめだと思つておる。せつかくやっても、そこで一回紛争が起きてしまうと、これは二年くらいちょっと回復ができぬといふ実例があるわけですね。ですから政府はやはり、話し合いをさせるということはもちろん大前提であります。そこで意見の一致を見ない場合に、単に

仲裁機関である中労委にたよるのではなしに、合理化が進められる期間といふものは、政府としてそういう場合に ついてはその意見を聞いて、この問題をスムーズに解決していく、こういうことは、私は現時点でもどうしてもやらなければならぬことではないかと思 います。しかも実績から見ると、確かに私の調査でも、経営者は相当就職 あっせんをしている。極端な中小を除いては、ずいぶん努力しつつある。それで解決できない問題もあるでしょう。年令とかいろいろあるでしょう。そういう点については、納得できるものまで何も解雇するなど言っているのではない。問題は、よりこれから先鋭化した状態が発生してくるので、労使が協議してできぬ場合には、政府の方針である合理化を達成するという立場で、一体どう措置するか。何かそれを審議して、第三者の意見を聞いて、それに従ってもらおうというようなものを考えるか。これは今の行政指導だけではとてもできる問題ではないと思う。しかもまた、大量に解雇する場合に は、二カ月前なり三カ月前に届出を する、こういうものはやはりある程度 制度化しなければ、行政指導だけでは、実際問題として、今の石炭局の陣容ではなかなかできるものではないと 思う。こういう必要があるかないか。今の時点でこれはもう必要がないという なら、話は別ですが、必要があるけれどもなかなかわずかしいということに なるかもしれないが、私は少なくとも 必要があり、重大な問題として検討 しなければならぬ事項ではないか、こ う思いますが、これは石炭局と労働省 はどうですか。

○今井(博)政府委員 私は現状では、 いろいろなものを制度的にチェックす る、ことに法律的な措置を講じてそう いうものを制度化するということは、 日本は労使間の今までの慣行、長い歴 史的な事情から見ても、かえって実情に 合わないのではないかと、そう考えてい る次第でございます。これはやはりい ろいろ業者間の複雑な事情もあつた 上、やはり労使間の現在の協議会な り、そういうものに血を通わせるとい うためにはどういうふうにしたらい い かということをやまず努力することが先 決問題だ、そういうことによつて私は それは十分解決できる、実はこう考 えておる次第でございます。今日まで のところは、もちろんそれはいろいろ 例外もあるかもしれませんが、現在の 経営者の精神的な啓蒙というものを われわれとしても極力やりますし、現 在の石炭鉱業の置かれてある立場から 考えまして、やはり職場転換というも のに極力努力をして、その方向で問題 を解決していくということに、政府と してももっと大きな助成を考えていき たい、むしろその方向がそういう制度 的な機関を作るということよりも実益 があるものと考えております。

○岡田(利)委員 石炭局長は、今までの 労使の慣行が悪いと言っているわけ です。悪いというならば、これは変え なければならぬと思うのです。悪い とするならば変えなければならぬ。し かも至上命令で合理化を進めなければ ない、労働者には気の毒であるけれど も大量解雇もせねばならぬ、こういう 矛盾があるわけなんです。だから、 今までの労使の慣行が悪いとすれば変 えなければならぬじゃないか。そして 至上命令である大量解雇も当然やむを 得ないというならば、やはり労使間だ けではこれは解決せぬわけです。ただ 経営者が、苦しいからやめてくれ、こ れは経営者が苦しいといつても、こ れは問題がある。炭鉱の場合には、労 使の間で解決できない要因を含んで いるのです。政府が合理化計画をやめ て、千二百円の炭価の引き下げは中止 をするというならば、話は変わって くる。そうであるならば労使だけにまか しておいてもいい。物価が上がるのと 何しようかと、とにかく合理化はやるん だ。だから、労使の中でもって解決で きないわけですね。従来の慣行が悪い と言われるのだし、ここを何とか変え なければいかぬじゃないか、ある程度 向きを変えなければならない

か、この問題なんです。これはも し立法措置が気に食わないならば、法 律を作らぬでも、たとえば労使が協定 をしたら政府はこれの保障をしてやる というような方法だつてありますよ。 おかしくないですか。だから単に石 炭局として、通産省としてただ経営者 に話をする、そういうものを期待する というのではなくして、行政措置なら 行政措置でもけっこうだし、何か具体 的にやれば対策といいますが措置を しなければならぬのではないかと思 うのです。紛争を起さないことを好む わけですからね。紛争を起さないで 合理化をやる、社会の期待にこたえて 炭鉱の合理化を進めていく、そして労働者も安心して能率をどんどん上げ る。おれが能率を上げたなら、四カ月後 なり五カ月後には首を切られてしま う というようなことであつては、これは 安定せぬわけです。ですからもう労使 の関係からはみ出しているわけ です。そこをやれば具体的な何らかの 措置を検討する必要があるのではない か、こう私は言っているわけなんです。それでけっこうですが、そういう点に ついてどうですか。

○今井(博)政府委員 労使の慣行が悪い というふうには私は言わなかつたの ですが、労使の慣行が、労働者の方は いきなり何でもストライキをやると、経営者の方は事前に話さずに急に首切り の話をする、そういうふうな点にお いて、日本の労使のそういう協議の場 に欠陥がある。協議会という制度があ っても、形式的なやり方が比較的行 なわれてきた、もっとそれに血を通わ せて、もっと事前にお互いが話し合 いて問題を解決していくというふう に 持つていく必要があるのじゃないかと いうことを申し上げた次第でありまし て、そういう現状では、法的なもの を考へるといふことはかえつて弊害が 出てくる。むしろそういう労使の現在 の協議といふものを、もっと血を通わ せて、できるだけ懇談を重ねていくと いうことが先決であろうというふうな 見地から実は申し上げたわけでありま す。この点は政府としても、今後の行 政指導にあたっては、もっときめのこ まかいやり方を考えなければならぬ といふ見地から申し上げておるわけ であります。その点は多少表現が不適当 などはおわびをいたす次第であり ます。

○岡田(利)委員 私はあとまだ質問が ありますから、この問題はまたあらた めてじっくりやりたいと思つていま す。ただ、この際お願いしておきたいこ とは、労働者には、炭鉱労働者の雇用 安定といふ点で、この点について十 分一つ検討したいということ、石 炭局には、企業との格差ですね、合理化 を進めている大手十八社なら十八社で もけっこうなんです、企業との格差と いうものを、合理化を進めていく場合 に一体どう考へていくのか。いいのは どんだけよくなつていいのだ、話さ せば何を切つてもいいのだとい うことであつては、私はどうかと思 います。今そういうアンバランスな 形が、何とかかんとか経営者が処置を して表面に出てこないものだから、石 炭問題といふのはあまり深刻な政治問 題になつていないのです。これがもし 一定の線が引かれておれば、こ れは相当深刻な問題として、私は社会

問題に発展しておると思うのです。これからはむずかしいところなんです。今まではこういうある程度の膨張もあつたでしょうからここまでできたけれども、企業内容の悪いものはこれは三倍もやらなければならぬ。よくても、昭和四十三年度くらいのことを考へて、四十年以降のことを考へて、今から合理化をやっております。これでは果てしがないですね。そうなつて参りますよ。これはどうしても紛争が起きますよ。こういう点について十分に分には検討してもらいたいと思つて、十分には、雇用の問題については、合理化の本格的な審議の中であらためて御質問したいと思つております。きょうはこれで終わっておきます。

○有田委員長 多賀谷眞純君。

○多賀谷委員 ます中小企業庁にお尋ねしたいと思つて、現在産炭地域においては、単に炭鉱労働者並びに離職者だけの問題でなくて、商店街においても著しい打撃を受けておるわけです。私昨日筑豊に帰りましたところ、うどん屋を夜とらうとしたら、うどん屋は店を閉めておる。クリーング屋が来ないと思つたら、クリーング屋もやめておる。こういう惨状たる事情で、山田市のごときは全市みな極貧層に落ちこんでいる状態である。ですから、どうしても産炭地域の振興と同時に、円滑な労働力の流動化も必要でしやうが、商店街の指導ということも考へてやらなければならぬ問題です。購買力がほとんどないのですから、今一番困つてゐるのは、毎日赤字でありながら、やめるにやめられない、行くに行けないという商店が相当多いわけですね。これ

を一体どうして移転なり、次の生活の道を立ててやるか、これについて中小企業庁ではどういふように考へておるか、お聞かせ願ひたい。

○影山説明員 お答え申し上げます。商店街の振興につきましては、ただいまお話のございましたように、産炭地域そのものの振興によりまして、その地域の所得を増加いたしましたして、消費購買力を増加していくということが根本的な問題なものでありますけれども、さしあたりまして、その産炭地域として衰退していく地方の商店街をいかにしていくかというところは、非常にむずかしい問題でございます。商店街そのものの振興の方策といたしましては、いろいろ金融方面であるとか、あるいは共同施設の増加であるとかいふふうな一般的な制度はあるわけでございますけれども、個々の具体的な商店街につきては、どういふふうなことをしてあげたいかということにつきては、具体的な物事を考へていかなければなりませんので、それに対しては、中小企業庁とそれから各都道府県の方で中心になりまして、企業の診断制度というものがあつて、その中に、この病人はどうかと、この病が工合が悪いのかどうかとを診断いたしましたして、それに応じた処方を立てて指導していくという制度でございますけれども、それを活用いたしまして、産炭地域の商店街診断というの非常に盛んにやっております。だからそのところをまず診断をいたしまして、この商店街はどうかというふうな方向にいったらいいのかということから始めていか

なければならぬというふうな考へておるわけでございます。

○多賀谷委員 産炭地域の振興によつて、購買力の維持ができればけっこうですよ。産炭地域の振興では、とても現状の維持は不可能です。ただそれをどの程度、最小限度に疲弊をとどめるといふにすぎない。幾らさか立ちしや、この徴々たる法案と予算ではできない。ですから労働力の移動もさすし、それから地域の振興もはかるし、いろいろな方法を講じて何とか円滑にいきたい、こういうんです。購買力の維持ができれば、それは企業の診断もけっこうですが、問題はそんななまやさしいことじゃないです。店舗付住宅があるでしょう。半分くらいあいていゝるんですよ。それも建てたのが二、三年前ですよ。こういう事情に今なつてゐるわけですよ。その地域は、炭鉱ともにもどつてかへ集团的に商店街を移したという事情ですよ。ただ金もないし、行く先もはっきりしないから毎日ば、早く移動された方がいいわけですよ。赤字の累積がないわけですよ。ところが、今のところは、ギリ貧にいつておる。ですから、企業の診断なんということじゃないと思つて、経営がどうも君のところは思わしくないからこういふふうなやたらどうか、あるいは店の飾りやこういふふうなしたらどうか、あるいは電灯をどうしたらいいとか、帳簿のつけ方をどうしたらいいとかいふ問題じゃないと思つて、要するに、炭鉱離職者と一緒にと町全体をどこかに移動させなければならぬという状態です、はっきり言ひならば、一体こ

れをどうやるか。土地の値段なんか今全国的にいいますと上がりつつありますけれども、土地の値段はほとんど下がる、家はほとんど安くなる、こういう状態ですよ。ですから、炭鉱離職者臨時措置法があるならば、商店にても何らかあなたの方において考へられてしかるべきではないか。少なくとも産炭地域の振興が今日政治の日程に上つて議論をされて、さらに事業団までできるという中で、中小企業庁は私に怠慢じゃないかと思つて、少なくともあなたのような答弁では、これは全く実情を知らぬと同じですよ。産炭地域の振興、それはけっこうです。振興とともにその店舗を維持することはできませんけれども、実情はそういう実情ではない。とにかく四万ぐらいの市が、一万五千ぐらいにならうとしておるんですよ。そういう商店を幾らやっておつても、購買力がありません。全く悲惨なものです。もう八時を越えますと、おんな繁華街が全部店をしまふという状態です。一体どういふ対策を政府は立てておるのか、立てようとしておるのか、これをお聞かせ願ひたい。

○影山説明員 ただいま診断の話をしていただきましたが、商店街の診断と申しますのは、個々の商店の診断ではなくて、商店街全体の行き方を診断するということの意味でございますから、誤解のないように申し上げておきます。

したような広い意味の診断も必要でございます。正直申しまして、これから石炭局あたりとも相談いたしましたして検討してまいりたいと思つて、適切な措置をとつていきたいというふうな考へております。

○多賀谷委員 例の台風常襲地帯は、どうにもならないから町、村を移転しようという話があるのです。率直に言つと、あれと同じですよ。中小の商店街が非常に困つておる。ですから、これは早急に対策を立ててもらいたい。そうしないと、これがだんだん財産を食いつぶし、しかもこの財産は売らうとしても売れないのです。ですから店の価値というものがなくなる、こういう状態です。今まで担保に入れておつたけれども、その担保価値がなくなつていくのです。ですから店はどうもあいていく、どうにもならぬ。本来ならばその担保を競売に付したら、若干手元に残るといふのが常態でしょうけれども、そういう状態ではないですね。ですから、どうしても資金の面において特別な配慮をしてやらなければならぬ、かように考へるわけですよ。これについて早急に対策を立ててもらいたい。石炭局長の方からも何か答弁を願ひたい。

ただいまお話のございますように、商店街だけではなくてその町全体が疲弊していつておるといふふうな状態のもとにおいて、商店街をどういふふうな移動させなければならぬという状態です、はっきり言ひならば、一体こ

ただいまお話のございますように、商店街だけではなくてその町全体が疲弊していつておるといふふうな状態のもとにおいて、商店街をどういふふうな移動させなければならぬという状態です、はっきり言ひならば、一体こ

ただいまお話のございますように、商店街だけではなくてその町全体が疲弊していつておるといふふうな状態のもとにおいて、商店街をどういふふうな移動させなければならぬという状態です、はっきり言ひならば、一体こ

ただいまお話のございますように、商店街だけではなくてその町全体が疲弊していつておるといふふうな状態のもとにおいて、商店街をどういふふうな移動させなければならぬという状態です、はっきり言ひならば、一体こ

受けましたが、産炭地振興事業団の機能を一つ活用する、あるいは雇用奨励金制度というものを活用する、あるいは住宅確保奨励金制度というものをうまく活用する、あるいは開発銀行の機能を活用する、そこへ持っていく、その場合に中小公庫の金融措置というものをうまく活用するというところで、一つのモデル・ケースとして何らかの企業誘致なり、あるいは炭鉱会社がそういう関連事業を起してもいいと思えます。そういうことで、そういうところに焦点を合わせて、乏しいながらもあらゆる施策を集中してやってみるという企画を持たなければならぬ。そういう企画を、われわれも一つ研究してみますけれども、やはり現地自体においても、そういう何かいい計画を真剣に考えていただいて、中小公庫の金融措置もそういうものに関連して応援していくということでないか、私は一商店街だけの問題じゃないかと思えますが、根本的な体質改善、体力回復というものはできないのじゃないかと思えます、実は私見にわたって恐縮ですが、そう思っております。政府の施策は非常に不十分ではございますが、この施策をできるだけ焦点を合わせて集中してやってみるという検討を急速に進めてみたいと思っております。この点は一つ現地の実情に明るい多賀谷先生からもアドヴァイスをぜひとも得たいと思っております次第でございます。

よ。そうでしよう。現実には、五千人かつて擁しておいた炭鉱が、二百人とか百五十人というような状態になっていくのです。そうすると、今三千名なり四千名を雇用する工場を誘致するなんといつても、これは莫大な資金がかかるわけでしょう。ことに、炭鉱のように雇用吸収率がよくない一般の産業は——ですから、それは産炭地振興を——とんどもやらなければならぬけれども、商店街は購買力を対象として繁栄をしておるので、どう考えてもこれは過剰になることはわかっておるわけですから、私は、炭鉱離職者臨時措置法があるように、商店街は、法律が適当であるかどうかかわからぬとしても、特別の措置をとって、移転をしたい者は移転をさせてやるというような状態にしていけないか、商店街の場合には困るのじゃないか。私は、工場の場合とは別だと思っております。生産工場はなるべくきてもらわなければならぬから、生産工場については、産炭地振興と同時に体質を改善してやる、体力をつけてやる、そうして大きくしてやらなければならぬと思っております。購買力を相手としている商店街については、もうすでにものすごく過剰の状態、疲弊をして倒産の寸前にある、あるいは倒産をしていきつつあるわけですから、私は、早く手を打つてやる必要があるのではないかと、こういうように考えるわけでございます。この点やはり総合対策が必要だ。ですから、振興策は振興策でどんどん進めると同時に、商店街も、過剰な分については、本人たちが希望するならばそれをなるべく分散する、こういうことも必要ではないかと思っております。そのためには

やはり資金というものが一番肝心ではないか。ですから、資金については特別の措置をしてやる必要があるのではないかと、こういうように考えるわけでございます。一つ中小企業庁の方からも一度答弁願いたいと思っております。

○影山説明員 商店街の疲弊に対して、これを適当なところに分散させる、移転させる対策につきましては、先ほど石炭局長から御答弁がございましたように、よく総合対策として検討したいと思っております。それで、移転に必要な資金につきましては、商工中金もございまして、また中小企業金融公庫もございまして、国民金融公庫もございまして、その計画に従いまして適当な措置をとっていききたいと考えております。

○多賀谷委員 私は、従来の制度ではうまくいかないというのです。ですから、従来の制度をかえて特別な措置をしてもいい。従来の制度でいくならば、何もあなたをここへ呼んで質問することは要らないわけですか。金利とかその他の面で、現在の制度ではなかなかうまくいかないのだ、こういうことを言っておるわけですか。うまくいかないから困っておる商店が今、かつての売り上げを維持し、それから日々益を出しておるような状態ではないわけですか。ですから、これを早急に十分調査をして、総合的な対策を立ててもらいたい、こういうように思っております。

○影山説明員 お答え申し上げます。いずれにしても、実態の調査をよかったです。それに応じて適当な対策を至急打っていきたくて考えておりますので、御了承願います。

○多賀谷委員 では、次に職安局長にお尋ねしますが、離職者が一人出ますと大体どのくらい費用がかかりますか。

○三治政府委員 今そういう資料を持っておりませんが、大体失業保険が平均しまして現在のところ五・五カ月分、今度炭鉱離職者が給付延長になりますと、それが平均して六カ月以上になると思われます。それと、それから今度の援護措置で雇用奨励金を利用するというふうになっていきますと、すなわち、財政的に全部利用されることになると、離職者が再就職して安定するまでに一人当たりおそらく七、八十万、正確なことは申し上げかねますが、予算措置だけでもそれくらいかかるのではないかと、こういうように考えております。

○多賀谷委員 大体緊急就労に従事するだけでも、年間、千二百五十円といえますと、三百日かけても三十七、八万要るわけですか。ですから、いろいろの問題でやはり一人五十万円くらい一年間に要るのじゃないか。これがずっと継続しますと、相当の金額になるのではないかと。そこで石炭局長にお尋ねをするわけですが、他の鉱工業、すなわち石炭以外の鉱工業の振興もさることながら、石炭鉱業を安定させて吸収する。もう少し言いますと、深部開発をしたらどうか。スクラップになるような炭鉱は別にして、新しいビルドの方式で、しかも炭鉱労働者を雇用する、こういう方式はないものだろうか、そういう経済的なことが考えられないかどうか、そういう条件がないかどうか、これをお尋ねしたいと思っております。とにかく、一人離職者を出

すと年間五十万円要るわけですか。そのことを考えると、私は制度として考えられるものがあるのじゃないかと思っております。しかも、あなたの言われる合理化の線に従って高効率の炭鉱ができるのではないかと。問題は私は資金だと思っております。ペイするかどうかというの、今資金コストです。ですから、政府において超高压線の送電を考えられるくらいなら、炭鉱の深部開発というものが考えられてしかるべきではないかと。私が今申し上げたいのは、直方地区における深部開発、これは大体千四百名くらい使われたいです。千四百名くらい雇用することができるとするならば、これを五十億かかるといいたしましても、失対事業の観点と総合的に見ると、国の政策としては、むしろ深部開発をやった方がいいんじゃないか、こういうように私は考えるわけですか。これについてどういうふうにお考えであるか、お聞かせ願いたい。

○今井(博)政府委員 直方地区を中心とした深部開発については、われわれの方で一応の調査——紙上調査でございまして、これでは、やはりそこまで深部開発をやる場合の経済性について、手取りとコストというものから見て、非常に疑問の点があるというように、現在の調査段階ではなっております。しかし、今多賀谷先生おっしゃいましたように、かりに深部開発に、大きな縦坑をおろして、その縦坑はいわゆるコスト計算に乗せないというふうな特別措置をかりにとったとした場合にどういうふうになるかというふうな、補助のやり方についてもいろいろあると思っておりますが、今失業者一人五十万というところで、そういうものをかり



に深部開発に助成手段としてとった場合  
にどうなるかという計算は、確かに  
ここで検討してみることがあるのでは  
ないか。たとえば送電線を考えました  
場合も、発電所を考えます場合も、  
年々赤字補給したいな、あるいは単に  
現状維持的な金を出すよりは、施設に  
金を出して、それでソロバンがとれ  
る、恒久的態勢が維持できるというこ  
との方が、これは結局長い目で見てプ  
ラスだという見地から、産炭地発電と  
か、そういう問題を取り上げて議論し  
ておるわけですから、それと同じよう  
な考え方でこの深部開発というものが  
できないかという点は、私は確かに検  
討に値すると思います。この点は、そ  
ういう見地から一べん一つ試算をして  
みたいと思います。ただ、現状では、  
たとえ現在の近代化資金制度あるい  
は開発銀行の融資をさらに大幅に拡大  
するというふうなことをやってみて  
も、ソロバンに乗らぬことをやってみ  
て数字が出ておらず、もう少し  
趣を変えた方法で試算は一べんしてみ  
たいと思っております。

○多賀谷委員 たとえば千四百名雇用  
するということになりますと、一年間  
に緊急就労としたら、その他いろいろ  
な財政援助をしますと、大体七億圓く  
らい要るわけです。年間七億圓とい  
ますと、これだけ政府があまり経済効  
果の上がらない仕事をさしておるわけ  
ですからね、これは私はもう少し考え  
方があるんじゃないかと思う。そうし  
て新しい産業を持ってきたとしても、必  
ずしも離職者とその工場が希望する  
労働者とが合わないですね。ところが  
が、炭鉱の場合には比較的合うんでは  
ないか。しかし、これについては既存

の炭鉱のかんりの協力が要ると私は思  
うのです。労働者の場合でも、現在お  
る離職者が必ずしも新しい炭鉱に適合  
するかどうかは若干問題がありますか  
ら、付近の各炭鉱のいろいろな協力が  
必要ではないかと私は思いますが、何  
にしても、かつて試算されたといわれ  
ております内容も私たちは仄聞はして  
おりますけれども、第一、能率の点に  
おいても、その試算をされた当時より  
も現在は飛躍的に高い能率が現実にお  
いて考えられておる。ですから、こう  
いった点もやはり検討が必要でしよ  
う。それから金利の面についてもそう  
です。その他の面についても、もう  
少し現時点に立って総合的な判断で考  
えられるならば、いくのではないかと、  
私はこういう気持を持つわけです。今  
千四百名から千五百名の人々を吸収す  
るといいますと、炭鉱以外の工場とい  
たしますと、なかなか大へんな企業で  
す。ですから、これらも十分考えてい  
きたい。これはさらに石炭問題の基本  
的な問題と一緒に論議したいと思いま  
すけれども、ただ産炭地振興の意味に  
おいても考えてもらいたい、こういう  
ように考えるわけです。

そこで安定局長、あなたの方で、三  
十七年度の見通しとして、大体新規求  
職者が十三万人いる。すなわち、現在  
の三十七年四月に求職者として残っ  
ておるのが四万八千、新規求職者が八万  
三千、こういう数字がこの前示され  
た。そうしてその中で、安定所を通じ  
て就職するものが三万六千、縁故関  
係が四万六千程度、それからその他が  
掃蕩あるいはその他だ、こういうこと  
を言われたわけですが、私は、従来の  
ように縁故就職というものは多くはな

いだらうと思う。なぜかと言うと、こ  
の縁故就職の大部分は炭鉱に就職して  
いるわけですね。現在確かに中小炭鉱に  
おいては鉱員募集をしてるところも  
ある。しかし、今炭鉱で離職した人  
は、そういう不安定な中小炭鉱に行  
こうとしない。ですから、この数字は、  
先ほど岡田さんが指摘しましたよう  
に、閉山とか大量解雇が予想外に出  
てくるといふ要因のほかに、こういう期  
待が持たないのではないかと、従来のよ  
うな数字ではないのではないかと。  
ですから、むしろあなたの方の御厄介  
になる、と言っておかしの御厄介  
が、いわゆる政策の対象になってくる  
労働者として現われてくるのではない  
かと思っております。それはどうい  
う見通しでありますか。

○三治政府委員 この新規求職者の八  
万余のものは、結局、失業保険の方で  
離職者を全部つかまえておるわけ  
です。従って、そのケースで大体予測を  
しているわけでございます。御承知  
のように、合理化による純減は二万人  
余というところでございます。従って、  
あとは流動性を持った、失業保険の関  
係の離職または再就職という関係に  
なっておるわけでございます。ところが、炭  
鉱の部面でそういう再就職が減ってく  
れば、この新規求職者の中の、従来そ  
ういふふうな中小炭鉱で移動されて  
いた方々の数が減るという関係になる  
のではないかと感じを持っております。  
八万三千人幾らは固定的なもので、  
縁故就職が片方に出るといふこと  
でなくして、縁故就職が減れば、片方  
やはり新規求職者も減る、その間には  
そう大きな変動はないというふう  
に考えられます。その点についてのさら

に具体的な現われ方については、まだ  
ちょっと見通しはつきかねますが、わ  
れわれの方で予定しておりました昨年  
十二月末の数字も、やはり四万九千人  
程度というふうな予定しておいたの  
が、昨年末現在では四万五千人程度に  
減って、約四千人ぐらゐる予定の数字よ  
り減っております。滞留者が昨年末  
で四万五千人ぐらゐる、約四千人減っ  
ております。従いまして、資金計画と  
か生産計画のようには確かなものでは  
ございません。これはおもに一つの動  
きとして、従来の線で行くならばとい  
う前提の数字になっておるわけで、こ  
の三月末の状況と、先ほど岡田先生か  
ら御質問があったように、企業の合理  
化計画というふうなものとの見合い、さ  
らに配転計画も私も、業界等を指導し  
てやって参らせながら、この数字は実  
質上はもっとコンクリートなものを早  
く見通しとして作りたいというふう  
に考えております。先生のおっしゃるよ  
うなこともあるいは出るかも知れま  
せんが、その点についてはいまいし状  
況を見て、この数字は再検討してみ  
たいというふうな考えを持っております。

○有田委員 縁故就職者が減れば逆  
に新規求職者も減るといふ理論です  
が、なるほどそういう一面もあるかも  
しれませんけれども、炭鉱をやめて炭  
鉱に雇用されるという状態は、企業形  
態を変えれば別として、そう今後起  
こってこないのじゃないか。という  
は、今まで長い間炭鉱にいてけがもし  
ないで済んだのに、また炭鉱に行くこ  
ともない、こういう、ことに不安定な  
炭鉱についてはそういう感じをかなり  
持っています。その新しい雇用の場所  
に行っても、それが不安定であれば、

また一年でやめなければならぬかもし  
れない。その不安定な炭鉱は、働きに  
行っても賃金をくれないかもしれない  
という情勢ですから、私は今までの  
数字をそのまま移した状態では政策と  
して十分でないのじゃないか、こうい  
う気持を持つものです。これについて  
は十分検討してもらいたい、こ  
れをお願いしたいと思います。  
午前中はこの程度にしまして、大臣  
が来てから……

午後一時三十分休憩  
午後三時三十分休憩  
○有田委員 休憩前に引き続き会議  
を開きます。  
この際、参考人の出頭要求に関する  
件についてお諮りいたします。  
ただいま本委員会において審査中  
の、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措  
置法の一部を改正する法律案、勝間田  
清一君外二名提出、石炭鉱業安定法案  
及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨  
時措置法案審査のため、参考人の出頭  
を求め、意見を聴取したいと存じま  
すが、御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○有田委員 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
なお、参考人の出頭の日時、人選等  
につきましては、委員長に御一任願  
いと存じますが、御異議ありません  
か。  
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○有田委員長 次に、連合審査会の開會申し入れに関する件についてお諮りいたします。

たゞいま商工委員会において審査中の、内閣提出、石油業法案は、本委員会といたしまして、総合エネルギー対策、なかんずく石炭産業との関連におきまして、きわめて深い関係を有する法案でありますので、この際、商工委員会に、同法案について連合審査会開會の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、連合審査会開會の日時等につきましては、商工委員長と協議の上、公報をもってお知らせすることといたしますが、大体三月三十日金曜日の午後一時より開會する予定となっておりますので、御了承願います。

○有田委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案に対する質疑を続行いたします。多賀谷眞裕君。

○多賀谷委員 大臣にお尋ねいたしますが、今度の国会で新産業都市建設促進法が出ましたし、さらに前国会には低開発地域工業開発促進法、さらに産炭地域振興法が出ておるわけです。東京とか大阪のように、現在いわば工場

の問題については、政府としてはどういう考えであるか、お聞かせ願いたい。

○佐藤国務大臣 大都市の問題についてはどう考えておられるのかというお尋ねでございますが、最近の経済の発展から見まして、産業が大都市に集中するということ、その形が望ましいことかどうかというところで、実は問題になっておるわけでございます。一方、地方に必要な事業、それすらも大都市に集中する。そういう意味では、地方へ足踏みをするような方法あるいはまた積極的に工場を誘致する方法をとって、大都市としてはむしろ、都市の発展もさることですが、集中の結果がすべての面で、たとえば工業用水が足りないとか、あるいは住宅が不足するとか、あるいは交通の面で非常な混雑を来たすとか、あるいは原材料の運搬なりその他が相当割高になるとか、いろいろの問題があるわけでございます。経済的にもそういう意味ではこれはやはり対策を考えていくというのが必要だろ

うと思えます。そういう意味で二、三すでに問題になっておる通産省としての問題は、たとえば工業用水の確保であるとか、あるいは沈下防止をそれに合わすとか、あるいは大気汚染、これについて特別立法をするとかというような意味で、過度集中を防止するという積極策はありませぬけれども、この産業がもたらす公害等についての防止方策をとるとか、積極の面ではたゞいまのところは工業用水、さらにこれに必要な電力もあるいはガス、そういうようなエネルギーの整備、あるいは近くに対する港湾整備であるとか、交通問題とか、各般にわたって大都市の

要求にも沿い得るような処置をとっておりますが、今後一そうそれを徹底させていくという考えでございます。むしろこの程度で、もう大都市集中にしばらく足踏みしてほしいというふうな気持ちも一部にあるわけでございます。

これが地方に対する産業分散計画、そういうことでどれだけ救われるという問題だと思えます。これは大へんな、しかも都市経済圏に対する問題は、これはまた積極的に地方のもの振興より以上に焦眉の問題になっておる。これは見のがすことができません。あるいはお尋ねがそういう意味であったかどうか、ちょっと私聞きかねましたけれども、大都市の問題については、たゞいま申し上げたようなことを工夫しておるわけでございます。

○多賀谷委員 私は、工場自体は確かに関連産業を一カ所に置き、そうして消費地に近いところに工場を建てれば、現在のように日本の産業のうちで、原料が国内になくて、外国から原料を買ってくる産業については、どこかの地域でもそのコストは変わりませんから、消費地に集中する、こういう傾向にあると思っております。ところが、その当該企業は確かにプラスになるかもしれませぬけれども、それに即応する社会的負担というものが非常に大です。これは結局公共投資の面に現われた個人の負担になっておるわけです。すなわち個人の負担というものは、同じ八時間の勤務時間でも、電車にもまれて、あるいは十二時間も十三時間も家を離れて勤めに行かなければならぬという状態になっておるわけです。あるいは工業用水の問題でもその通りだし、これは結局工場がこうむる利益と、個

人並びに社会的負担が受ける被害と、どちらが多いのか、こういう計数を一つどういうふうにはじいておられるか、もうそろそろこういう計数の仕方をしてもいいと思っております。一体プラスになっておるのか、マイナスになっておるのか。むしろ非常に過剰人口の東京周辺に工場を持っていくこと自体が、日本経済としてはプラス、マイナス、損益計算はどうなっておるのか、こういう点については内閣として一体調査をされておるかどうか、これをお聞かせ願いたいと思っております。

○佐藤国務大臣 たゞいま言われる程度の、はっきりしたデータをつかんだものが内閣調査室にあるかどうか、私も実はまだ不勉強でそこまでつかんでおりません。しかし、たゞいま御指摘になりますように、たとえば道路の整備であるとか、あるいは教育施設の整備であるとか、工業用水だとか港湾の整備、交通網の整備、各般にわたって、それが社会問題である、それが同時に政治問題である、ということは言えると思っております。しかし、そういう大都市をかかえておる自治体は、その出費負担が非常に大きいと考えてはおりますが、しかし、いわゆる富裕県として、そういう県は財政的には恵まれておるといふこともございます。そういうことを考えますと、その工場が来てそして過度集中したという表現——一体どこまでいったら過度というところに当たるのか、これは一つの問題だと思っておりますが、財政的な観点に立てば、そういう自治体は必ず富裕自治体になっておると思っております。ただ問題は、過度集中した結果起こっておるいろいろの経済上の問題であるとか、社会問題

であるとか、あるいはその他の政治上の問題まで、経済の発展に即応するような態勢ができておるかどうか、こういうことになりまして、これはまだ不十分だ。そういう意味においての社会投資を要求されたり、あるいは社会施設の整備を必要とおるといふのが現状ではないかと思っております。また生活態様から見ても、富裕階級と貧困階級とが一緒になって生活している地域というものは、都市がその最たるものでしょう。ですから縮小的なものもここにあり得るわけです。そういうことを考えてみますと、都市の政治がうまくいくということ、おそらく国の政治がうまくいくゆえんでもあるだろう、かようにも考えるわけですね。だから今多賀谷さんのお話がどの点を指摘してお考えになるのか、私、数字をもって説明すれば、多賀谷さんも納得がいくかと思っております。常識的な見方は、たゞいま申すようなことが言えるのじゃないかと思っております。しかしあらゆる社会問題が大都市にあること、これは見のがすことができない、こういうふうには私は理解し、そういう意味で、ひとり経済の問題のみならず、都市の政治というものも非常に大事な意義を持つものだ、かように私は考えております。

○多賀谷委員 私は、適正に企業が集中することは非常にけっこうだと思っております。問題は、大臣がおっしゃるように過度に集中することによって社会的負担が、これは企業自身は持ちませぬから、むしろ国なり地方公共団体の負担になるし、それ以上に私は個人の負担というものが非常に大きいんじゃないかと思っております。個人は黙って犠牲を

背負っており、これはなかなか金に換算することはできません。しょうけれど、私はそういう面は、本来とは言いませんが、企業がある程度以上に集中した場合において、むしろ企業の利益よりも社会的負担の方が多く、こういう場合が相当多いのじゃないか、こう思うわけです。それからさらに個人に転嫁されておる場合、交通難の問題はその優たるものですが、それは個人の負担になっておる。ですからやはりフランス等で産業転換をはかる、こういうものの方が必要なのは、日本にも出てきたんじゃないか、こう思うわけです。それは、すでにある企業のごときはみずから分散をしていく、こういうところもありません。しかし大体原料を国内に求めなくなつてから、この輸送関係において、どこかの地点に原料を運んでも同じだといふので、どうしても消費地へ消費地へと集まる傾向がある。首をかき上げられておりますが、それでいふ。現実的に今鉄鋼にしても、みんな消費地に集まっておるわけです。かつて八幡製鉄は、中国の鉄鉱石と筑豊の原料炭で発足したわけですが、現在どうかという、やはり消費地へと集まりつつある。それは戸畑の高炉の建設が終れば、あれで一段落してみんな東へ東へと行くわけです。ですからこういふことは、私は私企業の立場からいへばやむを得ない、かように考えますが、しかし過度集中する場合においては、そこに公的な規制が必要ではないかと思つておる。そこで工場配置法といふようなものが考えられたり、あるいはパリにある工場を分散するといふようなものが考えられたりするのは

ないか。ですからおのずから都市には都市として適正規模があるのじゃないか。これを画一的にただ人口とかその他で定めることはなかなかできないが、そういう感じがあるわけです。これに對して大臣はどういうようにお考えであるのか、分散方式あるいは過度集中を防止するといふ考え方があつたのか、ただ現在集中しつゝある状態に對応するようないろいろな施設をしていくという態度であるのか、これをお聞かせ願ひたいと思つておる。

○佐藤國務大臣 これは基本的にはいろいろなやり方があると思つておる。非常に統制的な力を加えるということも一つの行き方でございます。しかし、一面自然的な条件というものが、一つの制約があるわけでございます。といふことは、まず第一に、工場を幾ら集めても申しまして、地域的にそれを全部吸収はできないであらう。あるいは立地条件ということではしばしばいふことは、必ず条件の中に入つておる。もう一つは、やはり港といふものが、交通といふこと、これも立地条件の一つだと思つておる。ことにこれから先の産業が、原材料の輸送は大きな船でなければだめだ、もう十万吨の船でなければだめだ、もう十万吨の船ができて、十万吨の船が停泊する港といふものは至るところにあるわけではございません。これは油についてすぐそういうことが考えられますが、油ばかりではない。鉄鉱石、石炭、材料、大きな船で一本に持つてくるといふことがいかに経済的であるかといふことは、これは私から説明す

るまでもなくわかるわけです。また陸上の施設にいたしても、地盤のやわらかいところではこれまた制約を受けざるを得ない。大きな発電所を作り、三十五万キロワットあるいは五十万キロワットというようなものを掘えつけるとなると、非常に強固な地盤がなければいけません。そういう条件は至るところに実はあるわけではございません。この条件を克服して――採算性が絶対に来ないわけでは、そこに工場は未開発だが、そういうものが開発されれば、それだけの工場が来ても十分生産を続けることができると思つておる。これはやっばり来るだろうと思つておる。そういう自然的条件を政府が一応策定して、これはオーバード、こう言つて切つておる。私は、私がかと思つて、私どもの大体的建前から申せば、ただいま申し上げるような自然的条件があるのだから、その自然的条件の範囲内において工場も集中するだろう、それを越しては集中しようがない。極端な話をすれば、土地がないのにどうして工場が来ますかといふことになりませう。来てお水がなければどうしようもないじゃないかといふこと、こゝらが自由経済のあり方といふことです。一つの行き方だと思つておる。しかして私どもが、なるほどそういうことがあつて、自然的な条件で制約は受けるが、自然の成り行きにまかすのと同じことながら、やはり地方と都市との格差、これを是正するといふことを考へると、積極的に工場の分散が必要だ、そういうことを考へます

し、あるいはまた企業間の格差などなくするといふことを考へれば、そういう意味の行政的な指導、工夫といふものが必要だ、と思つておる。だから比較の問題じゃない。都市交通が生産と消費が近接しておる、それは有利だと申しますが、有利な条件を利用し得るものは一つの限度がある。そうすると、少々不便だが、その他の場所を選ばざるを得ない。あるいはまたその場合に、国内の消費地と生産地を結ぶ交通を整備されれば、これはよほど変わつてくるわけでございます。そういう意味のことが順次行なわれる。現に、生産に關係すること、まことにせんが、たとえば火災保険会社の調査室のまん中に持つ必要はないじゃないか。だから、たとえば第一生命が小田原へ本店を移すといふようなことも、それはそういう意味では役立つわけですね。これは経済の原則から見ると、その調査資料や何か、非常に高騰している地代のそういう場所にそういう倉庫を持つ必要はない。これは政府が移りなさいといふまでもなく、みずから進んで移して、産業自身もそうあつて、ただ新しい工夫がなかなかない。石炭を掘り出したら、もう万劫末代まで石炭山で終始するのだ、大へんうらやまございませう、ときには新たな方向で新天地を開拓してもらいたいといふようなことを考へますが、ちょうど都市でも同様なことがいえると思つておる。都市で採算の点を越したようなところでは、そういう商売は成り立ち得ないのです。そういうふうな線に変わつていく。自由経済のもとでも、こ

れは自然の条件のもとに整理されるものと、かように私は思つておる。一体幾らが過度なのか、東京などは今非常に膨大な都市であり、また大阪にしてもあるいは名古屋にしても、すでにそういう様相を來たして居るのです。これは主として交通の面から來て居るわけですね。港が十分でない、これは幾らそういうことをやっても、思うようにはいかないのじゃないか。今盛んに埋立工事があり、東京湾の湾岸、ことに横浜方面に向かつては、もうすでに工場が揃比して居る。だから今度は千葉海岸だといふことで、千葉方面が今開拓されて居る。これなどは明らかだ、ただいま申す土地の条件に限度があるといふことだと思つておる。それから今度は千葉の方の海岸になりますと、順次水だとかあるいはその他の点で制約を受けざるを得ない、こんなことになつておるのじゃないか、こういう感じがいたします。

○多賀谷委員 どうも關係の中で考へ方が違ふ。違ふことはけっこうですけれども、公に発表される場合にはやはり統一しておいてもらいたいと思つておる。私の聞いておるのは、新産業都市建設促進法のとくに、新産業都市では不十分ではないか、今の過度集中した都市の状態をどうするのだ、こういう質問をわが党の兒玉君がして、藤山企画庁長官は次のように答へておるわけですね。要するに、過大都市の防止については、これはこの法案では規定できないので、これは別の法体系によりまして、今日、過大化防止の方法を進めることに努力しております、こういうことを言つて居る。ですから、われわれの理解するところでは、新産

第二類第四号 右炭対策特別委員會議録第十七号 昭和三十七年三月二十二日

業都市建設促進法の上にさらに過大化防止の法案を作るのだ、これは法案ということを言っている。こういうもの考え方があって、そうして総合的にこの産業都市に対する体系が政府自体としてはあるのだ、われわれはこうい

う理解をしておいたわけですが、何か大臣の答弁によりますと、わかつたよ

うなわからぬような、方向のわからないような答弁をなさっておられますけれども、もうちゃんと、しかも本会議で、国務大臣の一人が答弁をされておるので、その前にはあなたが答弁をなさったのです、ほかのことです。

○佐藤国務大臣 ただいま申し上げた基本的な考え方は、私は間違っていないと思ひますが、すでに皆様方の御審議を経て成立を見ている法律に、工場立地の調査等に関する法律というものがござい

ます。これは昭和三十四年三月にできたもので、三十六年に改正しております。この法律で、やはり届出をしていただいて、そうして工場の立地調査に基づく観点から適正な指導をして

ね。これはもう自然的な現象でそういうものができてくるでしょう。これはここでいかぬと言ふわけにいかぬと思ひます。そういうものはないだろうと思ひます。いかがですか。

○多賀谷委員 総理もやはりその新産業都市建設促進法の質問に対して、人口の集中の防止と同時に低開発地域の開発ということをおっしゃっておる。それに続いて藤山企画庁長官は、東京その他過大都市の防止について、この法案に規定がないじゃないかという

ことと、この問題は各方面重要問題でございます。この法の中には規定をいたしておりませんけれども、別の法体系によりまして、今日、過大化防止の方法を進めることに努力をいたしておるでございます。

○佐藤国務大臣 ただ、私の申し上げたことと企画庁長官の説明と食い違ひがあるようですが、おそらく企画庁は企画庁でそういう点を研究している、かように私は理解を、まだ具体的な問題としての相談は受けていないと思ひますけれども、あるいは通産省企業局で相談にあつておるとは思ひま

すけれども、重大な問題ですから、そういう方向であれば、私の耳にも入るはずですが、ただいまはそういうことに入っていない。しかし、おそらく企画庁は企画庁としていろいろ研究しているのじゃないかと思ひます。それは

私の想像でございます。そういう方向で研究しているというようにはつきり申し上げるようには、私の方にはまだ耳に入つてはおりません。

○多賀谷委員 企画庁長官だけじゃないのです。建設大臣も言つておるので、建設大臣は統一的に次のように答弁しております。首都圏の既成市街地——東京及び川崎等の既成市街地に

つきましては、すでに工場、学校等の新増設に関する抑制の法律を作りまして、実施中でございます。この法律と

いふのは、おかしいので、条例か何かだろうと思ひますが、「さらに、今国会におきまして、この抑制のワケをもつと強化したい、かような立法措置を講ずるようになしたい」と目下考

えておるわけでございます。この新産業都市建設と関連をいたしました大都市地域、人口の過度の集中を覆えられておるような地域につきましては、この法律そのものは別の角度で考慮すべきものではないか。私も、企画庁長官と同じように考へておるような次第でございます。こう言つておるのですが。

○佐藤国務大臣 この建設省関係、いわゆる首都圏整備法、その関係のものは、私が申し上げるまでもなく、発動しておると思ひます。ただいまの地方開発促進法、その法律自身は、積極的に分散ということが望まれ、それが過度集中の防止になる、そういう意味で言つておるの、首都圏整備法に基づくものと思ひます。これはある程度すでに発動しているのですから、そういう意味のいろいろのお話をしておると思ひます。しかしこれはさように

申しましても、実際にはそう簡単にはいかないと思ひます。

○多賀谷委員 簡単にいかないことは、事実問題としてはわかりませんが、しかし建設大臣もこの法律、すなわち新産業都市建設促進法とは別の角度で考慮すべきものではないか、私どもも企画庁長官と同じように考へておる次第であります。こう言つておるわけですから、このもの考へ方はあるんじゃないですか。しかも産業担当の大

臣が知らないというの、おかしいのですが。企画庁長官も建設大臣も同じ考へ方を持っておられるようではないか。

○佐藤国務大臣 基本的にはいろいろ違つてはいるかわかりませんが、今回で

持つていきたい、こういうことでございます。本来自らいろいろの議論があると思ひますが、それはもう少し具体化したら思想の統一もできるでござい

うが、まだ具体化しないうちでござい

ますから、構想の途上においていろいろ各大臣の間に意見が違つても、ちつとも差しかねないと思ひます。今、都市を制限する、かように申しますけれども、都市の使ひ方によつてはまだまだ使える。第一あんな平面的な土地の使ひ方をしないで、もっと立体的な構想による使ひ方をすれば、まだ工場の入るといふか産業の興る余地は多分にあると思ひます。ですから、ただ単に形の上で人口が一千万人になつたら、あるいは五百万人になつたらというだけでは、そういう問題は解決しない。だから産業に必要な条件を満たしているかどうか、また行政的あるいは社会的投資によつてその要求にこたへ得るかどうか、こういうことを十分考へる必要があるのではないかと。私はむしろその方を積極的に考へるといふのにまだ未定稿の状況でございますから、御批判はいかようにもしていただきたいと思ひます。が、そういうことが言ひ得るのではないかと思ひます。

○多賀谷委員 これは日本だけではなく、やはり各国とも大都市の研究が行なわれている。最近ものすごく研究がブームが起つてゐる。たとえば買ひもの一つするにも、自動車でどこどこに行くにも、通勤をするにも、あるいは水一つでも、こういうふうなただ工場だけでなしに、個人生活に立ち入つて、どちらがプラスになるか、マイナ

スになるかという研究すら行なわれて  
いる。ですから、こういったことが的  
確に数字が出るわけではありませ  
んが、もの考え方としては、科学的に  
調査をする必要があると思う。今藤山  
企画庁長官並びに建設大臣の人口集中  
の防止というのは、やはりそういう点  
じゃないか。これは別の法案で考える  
べきだということですから、若干大臣の  
考え方とは違うのではないか、こう考  
えるわけではあります。しかしこれは論議を  
しております。産炭地域が振興する  
わけではありませんが、一応この程  
度にとどめておきますが、やはり政府  
は、思いつきでなしに、新産業都市建  
設促進法を出されるならば、その全体  
的な構想を發表される時期がきてい  
るのではないかと、単に部分的なものを出  
して、あるいは後に総合的に描かれる  
のかもしれないが、私も、やはり  
総合的に初めから企画して、そうし  
てそれが法律になって現われてくるこ  
とが必要ではないか、こういうように  
考えるわけではあります。

そこで、まずこの産炭地域振興事業  
団で大体どのくらいの雇用増を行なう  
計画なのか、そうして産炭地域振興法  
は時限立法ですから、一体どういふ  
うにしようとしているのか、これをお  
聞かせ願いたいのです。それはイギリ  
スでも炭鉱地帯に対して工場配置法が  
できてから、ちょうど七百八十八工場  
が誘致されており、十七万人の人口を  
収容している。これは例のILOの石  
炭委員会に公表されたものですが、こ  
ういうように非常に集中的に、精力的  
に行なわれている。ところが今の事業  
団発足にあたって、御苦労はわかるけ  
れども、どうもこれでは事業団を作っ

たというだけにすぎない。そうして一  
体どのくらい新しい工場が考えられる  
のか、そういう基礎データもない。こ  
れは地元の不熱心さもあります。また  
見通しのつかない点もあります。また  
一体この程度の予算と法案の内容ででき  
るかどうかが、大臣からお聞かせ願いた  
いと思っております。

○佐藤國務大臣 一応事業団法を提案  
いたしますに際して、事務当局で作っ  
た資料がありますので、一通り事務当  
局から説明させていただきます。

○今井博 政府委員 今後の雇用吸収  
計画なり企業誘致計画、これは御指摘  
の通り全体としてはでき上がっており  
ません。しかし来年度土地の造成と融  
資問題を通じて、非常に大ざっぱ  
でございしますが、従来の鉱害復旧事業  
等の雇用吸収率等から考えまして、全  
体で一日当たり延べ二千人から二千五  
百人程度の雇用の吸収には役立ち得る  
のではないかと、こう考えております。  
それは金額もわずかでございしますが、こ  
れは金額もわずかでございしますが、か  
りに中小企業あたりの誘致ということ  
になれば、三十程度の企業誘致は融資  
の対象としては考えられるのではない  
かと、こう考え方をしております。

○多賀谷委員 二千人から二千五百人  
も、土地造成だけで人を使えますか。  
○今井博 政府委員 土地造成ではそ  
れほどに参りません。しかし、融資の  
関係で離職者の吸収というものを一つ  
の条件にいたしておりますので、それ  
らを合わせると二千人程度の雇用の吸  
収にはなるのではないかと、こういう計  
算をいたしております。これは過去に  
おける鉱害復旧事業の雇用の吸収とい  
うふうな例から見まして、土地造成に

つきましては、一応今の計算としまし  
ては一日延べ千五百人という計算が  
出ておりますので、その程度の雇用吸  
収は可能だと考えております。

○佐藤國務大臣 今一通り御説明いた  
しましたが、なかなか御納得がいか  
ないと思っております。ことに事業団が  
スタートするという際でございますか  
ら、私は事業団の任事がうんとあるこ  
とがいいのか、ない方がいいのか、い  
ろいろそこにも迷いがあつた。言  
かえすならば、石炭産業自身がみず  
からの力というか、国の力と合わせて  
安定的な方向へ進むならば、事業団は  
大して働かぬでもいいということでご  
ざいましょう。ところが現実の問題と  
しては、事業団の手を借りて産炭地域  
を振興せざるを得ない状況にあると思  
います。そういう意味で、私も一  
応工夫しておりますが、それぞれ関係  
各方面のいろいろの構想も取り入れ  
て、そして独善にならないように、し  
かも十分効果を上げるようなさうい  
う道を開いていきたい、かように思いま  
す。ただ事務当局が申し上げましたの  
も、全然めくらめっぽうにつかんだ数  
字ではなくて、一応は審議会等の意向  
をも打診し、そういうものが考えられ  
るといふような意味で作ったものでご  
ざいます。しかし、さらに今後関係方  
面の御意向によりましては、私どもも  
構想もさらに拡大していかるべきじゃ  
ないか、かように思っています。

○多賀谷委員 衆議院の本会議で、石  
炭産業危機打開に関する決議案を決議  
していただいたわけですが、その際  
に、われわれは石炭特別委員会の審議  
の経過において、最初われわれが話し  
合っておりましてのはあまりに長文に

なるので、従来そういう例を見ないとい  
うことで、ごく簡略に決議の案文は  
作る、委員長の趣旨説明でそれを補足  
し、趣旨説明は決議案と同じ内容のも  
のとする、こういう了解のもとで次の  
ように述べてあるわけではあります。それは  
「産炭地域を振興するために必要な土  
地及び水資源の確保、産業道路の開発  
等、産業立地条件の整備、雇用の増大  
に資する諸事業の経営及びこれに対す  
る産炭地振興事業団を設立すべきであ  
る」こういうことを言われておる。そ  
うすると、この中で、率直に言って、  
必要な土地だけが法律の内容になって  
おる。これはあまりに委員会の決議を  
軽視されておるのではないかと、思うの  
です。なぜその他の部分ができなかつ  
たのか。これは事務当局から何度も聞  
きましたから、一つ大臣から御答弁願  
いたい。

○佐藤國務大臣 いろいろやりたい仕  
事もあるわけでございますが、それぞ  
れの任事が、この事業団だけの業務に  
統一することが適当であるのかどうな  
のか。新たに特に必要なものは何か。  
先ほどお話がございましたように、た  
とえば低開発地域の開発、あるいは地  
方工業都市建設、あるいはまた団地構  
成であるとか、あるいは工業用水の確  
保であるとか、あるいは道路の整備で  
あるとか、あるいは住宅の整備である  
とか、それぞれの省でそれぞれやって  
おる事柄がございします。そういうもの  
とあわせて産炭地振興の実をあげる、  
これが国として望ましい政策だと実は  
一応考えたわけでございます。従いま  
してそれぞれの目的で、それぞれの事  
業の計画を各省持っておるわけござ

いますけれども、総合的に見地に立つて  
これを考えれば、また産炭地振興に役  
立つわけでありまして、具体的な相談  
を受けて進めていくならば、それで事  
は足りる、こういうことを考え、ただ  
いま申し上げるような事業内容を一応  
整備いたしましたわけではあります。しばし  
ばこの委員会等を通じて、社会党や皆  
様方からのお尋ねが出ております。こ  
れはまた将来の問題といたしまして、  
私どもも十分考えてもいいことではな  
いかと思っております。各省の施策  
をあわせ、総合的な上に立つて産炭地  
振興を進めるべきだ、かように考えて  
おりますので、最初でもありまして、  
一応の事業計画、事業内容をお示  
したわけでありまして、これは別に、  
本会議における決議の趣旨を冒瀆して  
おるものでもなく、むしろ私ども十分  
尊重し、そして国の行なう施策はやは  
り総合され、統一的な方向であること  
が望ましい、かように思っております。  
十分役立つ、実はかように存じて  
おる次第であります。

○多賀谷委員 実は炭産地振興のため  
に昨年調査費を計上していただきまし  
て、その予算の主として多くの部分で  
ダムの調査というのが行なわれたわけ  
であります。ところがダムを調査して  
も、事業団がダムをおやりになるかど  
うかわからない。現在の法律ではでき  
ないことになっておる。いよいよ実施  
に近い状況にあるところもあるわけ  
です。そこで本年は予算がつかないに  
しても、ダムを調査していただいても  
けれども、どこへ持っていったらいい  
ものか、だれがやってくれるものか、  
まだはっきりしないわけではあります。  
産炭地事業団の発足にあたっては、

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第十七号 昭和三十七年三月二十二日

私は全面的とは言いませんけれども、何が必要かと言えは土地と水です。ことに土地は割合に早く建設が完了いたします。ところがダムの方は、着工いたしましたから早く間に合うという状態にはありません。ですから水を先にやるべきだと私は思うわけですね。少なくとも同時にやるべきではないか、調査費も今まで産炭地振興でつけたではないか、だからその程度の中小河川の一部をせきとめて行なうダムは、ぜひ一つ産炭地事業団でやってもいい、こう考えるわけですが、これはもう大臣からでない、局長に答弁を求めてもなかなか困難な問題のようですが、どうでしょう。

○木村(守)政府委員 ただいまの多賀谷委員の御質問であります。初めから聞かなかった関係上、あるいは当を得ない答弁になるかもしれませんが、御了承願います。

○佐藤國務大臣 なかなか水の問題は所管省との関係で調整ができないで、今回はこの法律を出したわけでございます。ところで私、建設省関係という相談をしておるわけでございますが、調査が完了し、取り上げるということになっても、この産炭地振興という事柄については、建設省当局も十分理解を持ってきておりますので、やる場所が事業団であろうがなからうが、十分建設省も好意のある処置をとらうということでは進んできておりますから、ただいまのような点が産炭地振興に支障を来たす、こういう事態が起これば、もちろん私の方も建設省とよく相談をいたしまして、問題の解決をはかっていく、こういう考え方でおります。建設省の政務次官も見えておりますから、なおその点において御理解のある建設省の方針を一つ聞いていただければ、こうだと思っております。

○多賀谷委員 実は今更に必要であると思つて、昭和三十六年からつきまじった産炭地振興費、わずか三千万円ですが、調査費のうちの大部分がダム調査に使われておるのです。現実には三十六年度から使われておるのです。ですから、すでに産炭地のいわけ調査費の中からダム建設の調査が行なわれておるのですから、私はこれは大きな河川とかそういうのは別として、小さなダムの問題は、これは当然事業団で統一的にやられたらどうか、こう考えるわけですか。ですから、今から県が必要であるから県が調査するとか、あるいは建設省が調査するといふ段階ではなくて、すでに三十六年から調査が行なわれておるのだ、しかもそれは産炭地振興調査費の中で組まれているのだ、こういう事情でありますから、これはむしろ事業団の仕事として、その業務としておやりになる方が適当ではないか、こういうことを聞いておるわけですか。

○多賀谷委員 それでは建設省の方から……

○木村(守)政府委員 ただいま、ダムの構築は産炭地事業団でこれを施行した方がいじやないかというようなお話であります。何と申ししても、ダムの構築には特別な技能を要するものであります。そういうような点から考へて、この法律を作る場合に、ダムの構築等は含まなかったのだから、私は考へます。そういう点から考へまして、これは産炭地振興法に基づく調査費によりましてダムの構築の調査をしておるというようなお話であります。そういう場合に、その地方に必要なものがあつた場合には、その調査に基づきまして、県が国から補助をもらつてダムの構築をすることが出来ます。それ

から、大規模のものであります。ならば、先ほど申しましたように、建設省直轄でやることもできるわけでありまして、その調査は決してこれは水泡に帰するものではないと考へるのであります。ただ、ダムを作る仕事をだれがやるかというやうな問題であるかと考へますが、その点につきましては、必要に応じて作ることができると申し上げたいと思つておる。

○多賀谷委員 低開発地域のよう、ぜひ開発をしなければならぬけれども、今現在飯がなくて困つておるという状態ではない地域と、次官、その地域出身ですからよく御存じでしょうけれども、もうきよりの米がないという人々が多くある。ですから、緊急度が非常に違つておるのです。そこで、今議論になっておることは、政府としてはむしろ、来年度のダム建設の予算がついていない、ですから予算のついていない範囲で業務を書いたのだ、ですから、将来にわたつて予算がつけば業務内容にしたい、こういう考へ方だ。われわれが言つておることは、これは予算がつかなくても、当然やる仕事として先に法律に明記した方がいじやないか、これが論争になっておるわけですか。そこで、大臣の方では、将来にわたつてこの種の問題は、緊急度の問題からい、あるいは総合的にその地域を開発する意味からい、事業団でやるべきである、こういうやうにお考へであるかどうか、これを一つお聞かせ願つたいと思つておる。

○佐藤國務大臣 先ほど申しましたように、産炭地振興は、これは通産省だけが先である、これは通産省だけが先である、当該プロジェクトを具体化する必要があるか。そう

だと思つておる。これは先ほどお答えした通りでございます。そこで、当該具体的このダム建設の問題、なるほど三十六年度に調査費を使つております。まだしかし、全部完了したという状況ではないやうでございます。三十七年度は、事業団の法案を今出しておる程度でございます。予算はもちろんございませぬ。ございませぬが、これは今の調査が進行して結論が出た上で、そのやる場所がない、こういうことで振興計画に支障を来たすという点のないやうに、調査を早目に完了して、そしてそれから先の施行をどうやらすか、そういうことを具体的に十分考へることにしたいと思います。そうして、これは事業団がやらなさいやらない、かように私は思つておるけれども、そういう意味で産炭地振興に役立つ、それにかわるものがそれではあるかどうか、それを十分検討した上でお答えするのが筋だやうと思つておる。だから、まずその調査が完了し、そしてその施行は、順調に、県で施行する、あるいは国で直営するといふことがきまれば、おそらくそれで足りるだらうと思つておる。ことに事業団で先に事業内容をやり得るやうにいたしました場合に、やはり必要な人員をそこで整備しなければならぬ、ただいま建設政務次官が指摘しておられますやうに、幾ら小さいダムと申ししましても、ダム建築にはやはり特別な技術が必要でございます。だからそういうことを考へると、これは軽率に事業内容をきめるべきではないだらう。それよりもむしろ各省の協力を求めることが先であり、当該プロジェクトを具体化することが必要ではないか。そう

いう意味において私どもは皆様の御要望を十分伺っておりますので、そういう立場に立って善処すべきじゃないか、かように私は思います。

○多賀谷委員 どうもまだ遠いお話のようにおっしゃいますけれども、現実に調査は三十七年度で完了するわけですね。三十八年度からは施行しなければならぬ。と申しますのは、もう調査を二、三年やっておくわけですね。そういうダムはあるわけですね。ですから今からゆくり調査をしようという問題じゃなくて、もう施行にかからなければならぬ問題の地域もある。ですから、とららの汽車に乗るかはっきりしてやらないと、事業主体としては困るわけですよ。それから当然地元負担が出てくるわけですね。その地元負担の場合に、今疲弊しておる市町村へ負担をせよと言われましても、できない。こういう問題もからんでおるわけですね。ですから、現状の保護世帯、あるいは失業対策事業に大わらわなところに、ダム建設ということまではちよっと手が回りかねるというのが実情ではないか。そうした場合に一体、これを放置することはできないが、だれがどうしてやってくれるのか、今までのような現在ある制度の補助率、あるいは地元負担の割合ではできないのではないか、かように考えるわけです。

○佐藤国務大臣 私の申すのも、非常に先のことだというわけじゃなくて、今の筑豊の水道、工業用水確保のための調査、これが三十七年に完了する、こういう意味で、その処置をいかにするかという、それを関係各省で十分相談してきめましょ、そのように実は申し上げておるのであります。別に誤

解はないだろうと思いが……。いろいろむずかしい問題もあろうかと思いが、よくお話を伺いましたので、そういう意味で一つ真剣に検討させていただきますかと思いが。

○多賀谷委員 そういたしますと、調査が完了して、やるべきだという結論が出たら、そこに時間的な空白がなくて施行ができるように、大臣の方で十分責任を持ってやられるわけですか。

○佐藤国務大臣 その調査はおそらく通産省の予算でやっておることだと思いが。それから、それを来年の予算編成までにするから、これを来年の予算編成までに片づけるということになるのじゃないか、かように思いが。その関係省との連携を十分緊密にして、具体的に処置をとるようには思いが。

○多賀谷委員 次に、私は産業地帯振興について、けさ方も質問したわけですね。けれども、石炭の深部開発の問題を口では言われておるけれども、なかなか実行を見ない。現在の石炭の合理化の方向は、スクラップと、それからいわば日本の経済の後進性を利用しての低賃金政策に尽きておるのじゃないかと思いが。それから産炭地における離職者の対策といえども、ことしこの程度の予算では、私は直ちに失業者を吸収するほどの状態にはならない。そこで、筑豊地域における深部開発の問題を真剣に考えてもらいたい。

先ほども労働省に質問をしたわけですが、今一人労働者を解雇して炭鉱職者として送り出すと、緊急就労だけ例にとりましても、大体一日千二百五十円かかる。そうすると、これを三百日にしても三十数万円、年間かかるわけですよ。いろいろな国の援助等を

入れますと、大体一人一年間に五十万円、離職者にかかる。そのことを考えますと——ここに具体的にあげますと、たとえば直方地区の三井あるいは住友の鉱区の開発ですね、これらを考えると、大体千五百人くらい収容できるというのです。そうして、それは弱粘結である原料炭である、こういう問題もある。そうすると、割合にその石炭は、政府のいわゆる合理化計画に沿う炭質であるし、そうして需要先もあるし、このコストも今のうちに高いコストではないか。問題は、私はこの投資利子にかんする、こういうふうに思いが。そこで、利子を現在のままの利子で計画をしますと、私はなかなか困難ではないかと思いが。私には、利子コストがかなり高くなつて。そこで、少なくともこの地域の労働者の移動が円滑に行なわれないというならば、一つ深部開発を計画したかどうか。従来の既成概念でなく、新しい方式によってこれを開発するならば、なるほど五十万トン年産出れば、あるいは六十万トン出れば、五十億円くらいはかかるでしょうけれども、千五百人くらい吸収するためには、一年間に七億円くらいはかかるわけですから、その七億円の緊急就労というものは、必ずしも経済効率がよくないのですから、一つ政府としては、今の炭鉱の離職者が最も適応した職場としての深部開発を考えられたらどうか、こう思うわけですが、大臣どううようにお考えですか。

○佐藤国務大臣 一案として、そういうことももちろん研究の対象に十分なると思いが。御承知のことだと思いが。今までのところでは、大体経

済的な深度は今程度のところじゃないかと思いが。しかし、もちろんいろいろ技術も改善されますし、あるいはまた別途の処置をとれば、これは必ずしも不可能じゃないかともわからない。そういう点をもう少し総合的に検討する必要があります。だか、ただいままでのところ、事業家にまかしておけば採算がとれないといつて閉山するわけですね。これはよく実情を調べ、また経営者ともよく相談の上、何か特別方策がとれるかどうか、そこらにはまだ研究の余地があるかもわかりません。だから、そういう意味では一つ検討をさせていただきますかと思いが。ただ問題は、非常な無理のかかる方法でその事業を続けたいことが可能か、ことに深部となりますと、山のことは地下の問題でございますから、なかなか地上のデータだけで決心のつきかねる場合もござい。これはあるとかなないかという。ことがしばしば議論の対象になりますけれども、そういうようなものが十分見当がつかず、そういう採算に乗るといふことなら、それはあながち捨てるべき筋のものじゃない、かように思いが。ただそういう場合に、今具体的に申し上げます。たゞしは申されませんが、特別な長期低利資金というものが確保できるかどうか、そういうものをつぎ込んだらこれが可能だとか、こういうところの採算性を見ることが、技術的な問題になりますけれども……。十分誠意のある検討をすることにしたいと思います。

○多賀谷委員 実はボーリングはかなりしてあるわけですね。両炭鉱とも自分の鉱区についてはボーリングして

る。ただ考えなければならぬ問題は、今から新鉱開発をして、新しいところを開発するというのは、もう金利の面からできませんよ。私は率直に言う。と、金利の面からこれはできないんだ。今の炭鉱開発なんてとてでもできっこない。これは私は合理化法のとときに基本的な問題として質問をしたいと思いが。まずけれども、できないですよ。どんな優秀な炭鉱でも今のような金利、しかも懐妊期間が長いわけでしょう。そうしてかなり開発にかかるわけですから、今のような金利を払っておつて炭鉱を開発せよという方が無理ですよ。ですから私はほんとうにビルドをやるなら、やるような腰がまえてなければならぬと思いが。そこで私は基本的な問題は別として、新しい方式として日々の採算なんというのには十分とれる。問題は金利をどう見るかによって、これが採算に合ったり合わなかったりするわけですね。先般も四十四万ポルトの超高压線の問題が出たでしょう。これも金利を特別に安く見るといふいろいろな方式がなされたわけですね。しかもこれは三百五十億円もかかっている超高压線の問題が出た。これは大体五十億円くらいになるんです。ですからこれを特別な方式によって、政府においてある程度のめんどうを見てやるというなら、今の筑豊炭田に明るい曙光を見出すのではないか。政府がそれだけ援助をしたというところは、炭鉱労働者に与える心理的影響も、他の労働者に与える心理的影響も、非常に大きいですよ。ですから私はこれを一つ真剣に考えられたらどうか、かように提案をいたしたいと思いが。ですから従来のベ

スでものを考えればこれはできない。

○多賀谷委員 実にはボーリングはかなりしてあるわけですね。両炭鉱とも自分の鉱区についてはボーリングして

しかし、特別な方式で考えるならば、これはできる。日々の採算が合わないというものはありませぬし、石炭の炭質自体も一般炭と違って、これを売れないという性格のものでもないです。一つそういう考慮を願いたいと思ふのです。

○佐藤國務大臣 一つよく研究することについていたします。

○多賀谷委員 次に、今の問題とちょっと離れますけれども、午前中に質問をいたしましたけれども、実は中小商店街が倒産とかあるいは倒産前の状態にあるわけです。これは御存じのように、購買力がぐっと減っておりまして、これについて何らか対策はないか。そこで産炭地振興をしっかりと行なえば必然的に購買力はついてくるわけですけれども、それがかなり時間がかかるだろうし、そうしてたとい政府が相当の努力をして産炭地振興をやります。私も炭鉱がかなり盛んなときのような購買力に維持できないと思ふ。人口が現実には減っているんですから……。ですからこれらの商店街に対してどういふ援助をしてやるか。たとえば炭鉱離職者のように移動をしたいという商店街が非常に多いわけです。どんどんどんどん店を閉鎖して、閉鎖しておる人はまだいいとして、毎日赤字になっておるのに、動くに動かれぬという実情にあるわけです。そして土地の値段も下がりが、家賃の価値も下がっていく。ですから売ってみても大した金にならぬ、こういうのが現状ですね。ですから商店街に対する援助というものも、炭鉱離職者と一緒を考えてやる必要があるのではない

か、こう考えますが、大臣どういうようにお考えですか。

○佐藤國務大臣 このお話はもうしばしば私も聞き、これは大へんな社会問題だと実は考え、今日まで特別融資として国民金融公庫あたりの融資がどれだけ使えるかということも検討して参つたものでございます。しかし、こういう疲弊する産炭地の市町村、自治体の予算もまた大へんなことでございますが、そこに住んでいる市民、ことに中小企業の方々もこれは大へんなことだと思ひます。そういう場合に、自治体なり県あるいは市町村でもいろいろの計画がござらぬかと思ひます。そういう意味のものを計画に沿って私どもが金融的にどういふように援助できるか、具体的問題としてはそういう点を考えるべきじゃないか、ただいままでのところは、御承知のように、離職者に対して、あるいはまたその土地を去り、他へ再就職するというような事柄については、比較的めんどうが見られるといひますが、一応その考慮に入っておりますが、いわゆる自由職業としてやっております方々に対する処置というものは、ただいままでのところございませぬ。この自由職業としてやられる者に対して、さらに政府なりが積極的な何か援助をしなければならぬかどうか、これは程度の問題で非常にむずかしいかがあるのじゃないかと思ひます。私も、ひとしく中小企業者として全国一律に見えていくわけでありまして、産炭地であろうが、あるいは台風で損害をこうむる方が、あるいはまた大企業の中にある中小企業であろうが、これは一般的に見てや

らざるを得ない。ただ、今御指摘になりますように、普通の状態における融資というものは、これはきわめて少額の場合なら貸し出しが楽でございますが、土地を去られるという場合に、実際問題としてどういふ金融措置がござるか。これは私ももう少し首をひねらないと、普通の場合にはあるけれども、こういう場合には身元引受人がなかったり、あるいはおかしなことになると、なかなか少額の融資すら今の規定からできないだろう。だから特別な市町村等の裏書きによって何らかの方法が考えられる、そういう意味のことをもう少し工夫すべきじゃないか、かように思ひます。とにかく地方の自由職業をやっておる方は非常に困っておられるだろう、順次その土地を去られるというふうな傾向があるだろうと思ひますが、そういう者についても、将来の問題としてよく具体的な問題についての相談をする以外に方法はないだろう、かように思ひます。

○多賀谷委員 中小企業庁にお尋ねしますが、災害の場合に、中小企業に対して最初は行政処置で——諒早その他るときは行政処置で金利のめんどうを見られたと思ひますが、現行はどうなっておりますか、お聞かせ願ひたい。

○影山説明員 災害対策等の場合の金融措置の問題につきましては、商工中金につきましては民間資金も入っておりますので、これにつきましては法律的な措置あるいは予算的な措置が必要でございます。

○多賀谷委員 法律的には立法したことがあるかどうか。

○影山説明員 予算処置で今まで利子補給の補助金を出しております。

○多賀谷委員 金利の九分を六分五厘にした……。

○影山説明員 そうであります。

○多賀谷委員 これは私はその地域における一つの災害だと思ふ。市町村の話がされますけれども、産炭地に依然として営業しようという店舗なら、大臣の言われるのはわかるわけです。ところが市町村から去るわけです。というのは、共倒れになるわけです。購買力が無いのに商店が倒れても、すくい人口の激変でしょう。四万人くらいいたのが一万五千人くらいになれば、当然購買力がた落ちです。ですからこれは移動しなければならぬ。移動については、集団移動ということも考えられる。逆に業者が集団移動ということも望んでおる。あるいは個人々ばらばらのもも考えられますけれども、何らかの方策をもってやらなると大へんな事態が起る、こういうふうにご考慮のわけですよ。ですから問題はやはり金利、それから新しい店舗の設備資金の問題だと思ふのです。炭鉱離職者のように雇用奨励金というふうにはいきませんでしようけれども、そういう問題が主ではないかと思ふのです。ですから、これは特別な配慮をしていただいて、政府の方で御検討願ひたい、このことを願ひして、一応質問を終わります。

○有田委員長 伊藤君。

○伊藤(卯)委員 産炭地振興事業団法につきましても、明日採決をされるというところになっておるようでありまして、それにつきましても、最後に二、三点伺いたいと思つておりますけれども、大臣と、建設省からおいでになっておる方も時間的に忙しいようであり

ますから、通産大臣に対してはその二、三点を明日質問することにいたします。ちょうど建設省からお見えになつておられますから、先ほど多賀谷委員から質問をいたしました件につきまして、ちょっとはつきり指摘しておきたいと思ひます。

北九州の方は、御存じのように工業用水関係は北九州水道組合というのがありまして、北九州の工業用水のそれぞれの大きな計画はこれが主体になつてやっておるわけでございます。従いまして、先ほど多賀谷委員が質問いたしましたダム——ダムという大へんな大きなようですが、実は工業用水ダムというのは、今申し上げるように北九州水道組合がやっておりますが、私が聞こうとするのは、ダムというよりもむしろその地区における貯水池、ため池ということに考えられたらいいのじゃないかと思ひます。そういうものがございます。従いまして、そういうものをこの産炭地振興事業団で、地方がそれぞれの振興事業にに応じて、あるいは工場なりあるいはその他やろうとする場合に、水が必要である。ところが炭鉱地区においては、すでに炭鉱を掘り尽くしておりまして、地下水もなほほとんど泥水以外にないというところから、何か新興事業としてやろうとしても水がないわけですよ。そこで今のような貯水池なりため池なりを作らなければならぬという、きわめて切実な問題があるわけですよ。でありますから、こういうものを事業団としてやらなければならぬというところは当然起つてくるのです。その場合に、これは工業用水だから通産省、いや、ダム



だから建設省、そういうように役所の  
なわ張り争いで何のかんと言われて  
おったのでは実はずいぶんです。

そこで建設省に伺いたいのは、そう  
いう性質のものでありますから、事業  
団の方でこれを必要なりとしてやる場  
合においては、建設省が取り上げるも  
のではない、これは通産省、事業団の  
方でやってよろしいということ、なわ  
張り干渉をされないで、それを当然事  
業団の方にやらすというようなこと  
について、建設省は了解できますか。そ  
れをなわ張りの何のかんと言われ  
ると問題が起こつてきて、今日でも  
でに事業団法の問題についてとたく  
の争いになっておることは私も知って  
おるのであるが、その程度のものであ  
れば建設省は横やりをいれないで事業  
団にやらすということについて了解で  
きるか、この点を一つ聞きたい。

○佐藤國務大臣 建設省がお答えした  
す前に私から一つ……。水の問題は実  
は簡単な問題でございせん。御承知  
のように、河内ではかつてため池がは  
らんをいたしまして、大へんな被害  
を生じたことがございます。事柄は農  
業用水、灌漑用水、そういう意味のた  
め池も当時農林省がいろいろやっ  
ておったと思います。ところが、九州は  
台風の被害の相当多い地方でもござ  
います。従つてどういふ規模のものを作  
るか、やはりよく考えなければいけ  
ないと思ひます。先ほど多賀谷委員にお  
答えいたしましたように、まず調査が  
具体的に出で参りまして、そしてそれ  
をいかにするかを関係省でよく相談す  
ること、これが望ましいことではない  
か。容量も少ないし、また設備も簡単  
にできるんだということでは、水であ

りますだけに、ちょっと私は決しかね  
る。幸いにして三十七年度前半にでも  
完了する、あるいは三十七年度中には  
完了する、ごういうことになると、大  
体予算編成期にかかしたらいいか結  
論は出るだろうと思ひますから、三十  
八年の予算編成のころまでに具体的  
処置をきめる、ごういうようにさせて  
いただくだけ事足りやしないか。そうす  
ることが各省の協力を得るゆえんで  
ある、かように実は思ひますので、建設  
省は建設省でお考えがおありだと思  
いますけれども、私の感じを率直に申し  
上げます。

○木村(守)政府委員 ただいまの御質  
問は、何か建設省と通産省がなわ張り  
争いをして事業の施行を遅延させてお  
るかのような御質問であります。た  
だいなうことはないのであります。ただ  
問題は、ダムを作る場合には、あるい  
は工業用水、いわゆる利水の点から考  
えなければいけません、あるいは一方、  
治水の洪水調節の点からも考慮しな  
ければいけません。それから飲料用水等  
の問題もありません。ごういうような  
治水、利水の点から考慮しなければな  
らない関係上、通産省とも協議をし、  
また農林省、厚生省等とも協議をして  
施行するように相なつておるのであり  
まして、決してなわ張り争いをして建  
設省でこれを遅延させたということ  
ありませんので、その点御了承願  
いと思ひます。

それから、先ほど来の多賀谷委員か  
らの御質問であります。おそらく  
遠賀川の支流の問題であらうと考へ  
るのであります。遠賀川の支流の問題で  
あります。昨年三十六年度から調査

をしておりまして、もう調査は済むの  
だ、だから早く事業を開始するような  
方途を講ずべきじゃないか。しかもこ  
の事業を施行するにあつては、疲弊  
する産炭地の市町村に負担をかけるよ  
うなことがあつては事業ができないか  
ら、負担をかけないような方法は何か  
ないのかという御質問の趣旨であらう  
かと存じます。この問題であります  
が、御承知のように、ダムを作るこ  
とに相なりまして、実は遠賀川の上流に  
ダムを作りまして、ダムを作るこ  
とによりまして下流に流れてくる水の量  
も違います。それから洪水の問題もあ  
ります。それから洪水の問題等もあ  
ります。それからおきましては、今ま  
での統計上から申し上げますと、直轄  
のダムを実施するまでは大体六、七  
年、このぐらゐの年数かかつて毎年の  
洪水の量とか、あるいはその水量の  
計算等をいたして、これを実施して  
おるような状態でありまして、県の事  
業にいたしても大体三年ぐらゐは  
かかつておるのが普通でございませ  
ん。これは御承知のように先ほど申しま  
したような利水の問題あるいは洪水の問  
題、あるいは水没するその土地の補償  
の問題、いろいろ水の問題にはありま  
すので、なかなかそう一年ぐらゐでは  
できないというところが実際の状態であ  
ります。しかしながら、多賀谷委員がた  
だいま言われました明年、三十七年  
度までには調査が終わるのだというよ  
うなことであります。これは、これは  
ほんとうに産炭地の実際の状態から考  
へまして、すみやかに産炭地の振興の  
一助として、工業用水のようなもの  
を作つて参らなければならぬと考へま  
すので、ごういうときにおきまして

は、これはほんとうに市町村に負担を  
かけないような方法で、工業用水がと  
れるようなダムの構築等も将来考へて  
参らなければならぬのじゃないかと  
いうような考へを持っておる次第であ  
りますので、実際問題につきまして  
は、なお多賀谷委員の御意見をしん  
しゃくいたしまして、考慮して、地方  
の振興のために資するようになつて  
参りたいと考へる次第であります。

○伊藤(卯)委員 今、佐藤大臣の意見  
を伺い、建設省政務次官の意見を伺  
ておりますと、問題をえらい拡大解  
して、あれだこれだ、あれだこれだ  
言つて、非常にむずかしいと言わ  
れるのですが、私ごういうむずかしい  
ことを聞いておるのじゃないのです。今  
建設省の方でおっしゃる遠賀川の下流  
の問題は、これは北九州水道組合が  
すでにその計画を立て、すでに水利権  
の問題等も問題がないものだから、立  
てた。これは通産省の方と話し合  
て、その起債の問題についてのみ話が  
進行しておることであつて、何もそ  
う拡大解されて、あれだこれだと言  
われる筋はない。それからさらには多賀谷  
委員なり私が今言つておるのは、産炭  
地振興に対する、産炭地区が貯水池と  
いうか、水だめというか、ごういうよ  
うなことを言つておるので、何億もか  
かる問題で言つておるので、何億もか  
す。きわめて少額な問題で、これはす  
でに石炭局長なり関係政府委員の方  
で御存じなんです。具体的に例をあげ  
てもよろしいのですが、あげませんが、  
ごういうことで、きわめて小さな問題  
なんです。小さな問題で、それほど何  
も大きく、いや何だかんだという問題  
でないのです。これは事業団がその必

要に迫られて、きわめて小さな事業と  
してやれる程度のものであります。だ  
からごういうものをやる場合に、建設  
省がごういうような拡大解をして何  
のかんと言われないで、そして佐藤  
大臣のところ、あるいは石炭局長の  
ところ、一応事業団の方に計画を立て  
てやられば、きわめて容易に解決の  
できる問題だから、ごういう問題  
を拡大解して、なわ張り争いをして  
ないで、事業団にやらすということ  
で、能率を上げるようにしてもらいた  
いということを私は言つておる。ご  
ういう程度のことです。だから、ご  
う拡大解して煙に巻かぬでいいです  
から、考へて下さい。

○佐藤國務大臣 伊藤さんのお話、よ  
く伺つておきます。問題は、おそらく  
十数億ぐらゐはかかるだろうと思ひ  
ますので、今の事業団の予算全部をつ  
ぎ込んで、ごう簡単にはいかない。今  
の各省の関係は、もちろん私も官僚  
の出身ですからよく心得ております。今  
の調査が終了したして、三十八年度予  
算編成前には取り扱ひ方も大体きま  
らうと思ひますので、ごういふ際  
結論を出して、そして産炭地域に御迷  
惑のかからぬような方法を考へ、結  
局どこかでやらせたいのだからと思  
ひますので、ごういふ方法をよく相談  
してききたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 あとは明日にし  
ます。

○多賀谷委員 ちょっと建設次官に問  
題点をはつきりしておきたいと思  
ひます。実は水利権の問題も、あるい  
は地元の補償の問題も終わつてい  
ます。金はやっていないのですが、話

を

を

を

を

合いはついているのです。反対はないわけですから、そして用水の使用についても、かなり関係町村で話し合っている。そして具体的に進んでいるわけです。あとどの事業体でやってもおえるかということが問題になっているわけです。そういうことですから、一般的な話のようにいろいろ支障があるというふうな状態ではありません。そして事業体さきはつきりして予算さえつけば早くできるわけです。こういうことですから、ぜひ一つ促進を願いたい、こう思うわけです。

○木村(守)政府委員 ただいまの御質問であります。水利権の問題に解決をしておる、それから土地の補償問題も解決しておる、しかも調査も三十七年で済むというふうな場合でありまして、しかもその土地でもって工業用水あるいは灌漑用水等の必要があるというふうなことでありますならば、これは実際問題としてとりかかることができると考えます。ぜひともそういうふうな力いたしたいというふうな考え方を持っております。

○多賀谷委員 大蔵省は見ておられますか。――実は産炭地域振興事業団法案を最終的に審議しているわけですが、問題は予算が五億円程度では、これは全く微々たるものだ、こういうふうな考え方をしております。問題は非常に緊急性を要するわけです。低開発地域ですと、それは必要は必要だけれども、現状より悪くなるという状態はない。ところが産炭地の場合は刻々悪くなっている。それをどの程度にとどめるかという問題です。ですから、きわめて企業としては急ぐ。だから、むしろ初

年度においてかなりの予算を地元民もわれわれも期待しておったわけですが、一体五億円程度で何ができるか。土地の造成と言いましても、それは土地はあるのですよ。ですから山を切り開くような考え方はいいのです。すでに今産炭地で最も疲弊している地区は平坦地なんです。ですから土地の造成といっても、比較的技术としては容易にできるわけです。問題はやはり水がないということ。ところが、水の方は土地よりもずっと時間がかかるわけです。だから、一体五億円程度の予算をつければ、何を考えられておるのか。これは大蔵省としてはどういうお考えであるのか、お聞き願いたい。

○田代説明員 前もってお答えしておきますが、産炭地域振興事業団に対する一般会計の出資金は、お説の通り五億円です。そのほかに、資金運用部から今のところは五億という融資をするということになっております。従いまして全体の事業といたしましては十億円というところでございまして、さっきは五億円と申されましたが、十億円くらいで何ができるかというお話かと思っております。産炭地域の振興の必要性その他につきましては、私も三年がかりでお話を聞いておりますし、十分知っているつもりでございますが、何分にも産炭地域振興法に基づきます基本計画とか実施計画というものが、また十分に熟さないという段階でもございまして、それにまた事業を始めるという初年度でもございまして、そのいっただるところを勘案いたします。この程度というところで、実は産炭省とお話ししましてきめました次第でございます。

○多賀谷委員 計画が出れば増額しますか。今問題になっておるのは、土地の造成あるいはダムの問題のほかに、たとえば貸付金としても、実際の炭鉱がそれに関連する事業をやろうとする。具体的に申しますと、炭鉱にはみな機械部門を持っておるわけですね。修理工場その他の機械部門を持っておる。鋳物等もみな持っている。ですから日立製作所が久原炭業の一工作所であったと同じように、みな炭鉱が機械部門を持っておる。芽があるわけですから、ですから、閉山をしましても、今日戦略産業と言われる機械といいますが、これは御存じのように今から政府としては積極的に応援をしようというわけですね。今のうちに、工員が全部分散しないうちに次の計画に移るならば、かなり雇用の吸収ができるのではないかと。ことに機械産業というのは、雇用吸収度が非常に高いわけですから、水が比較的少ない、こういう港でない地域では、やはり機械産業というものには、恵まれた方です。ですからその場合に、私は企業家としてそういう資金の需要を求めらば、今後政府としてはさらに預金部資金その他を増すかどうか、これはどういふようにお考えであるか、お聞き願いたい。

○田代説明員 ただいまのお話では、たとえば産炭地域につきましては、多くの場合そうだと思うのですが、特に水の便がない。従いまして工場の企業用地として、精密工業とか機械工業とか、水を使わなくても済むような産業も非常にあると思うのであります。それからまた、今の段階で手を打つと非常に職員の分散その他がないから合理的

ではないか、こういう御意見ですが、それにつきましては、なるほど今度産炭地域振興事業団へ融資をやりまして、しかしながらその融資をいまして、全部ではないのでございまして、別に国の制度といたしましては、開発銀行に地方開発別ワックがございまして、これは昨年は昭和三十六年度で大体百七十億という額ですから、新年度には産炭地域振興をかねまして、約二百億円というところに増大いたしておられます。その金もそういうふうに使われるわけですから、そういうふうには彼此勘案いたしますと、決して不十分ではないというふうには私には考えております。

○田代説明員 たいだいま私が申しましたことを若干多賀谷先生は誤解していらっしゃると思っております。開発銀行の金と申ししてもいろいろございまして、石炭の八十億というのは合理化資金でございます。それ以外に地方開

発のワックというものが別にございまして、これは地方開発のために特別に開発銀行が融資をするというわけでございます。そのワックの中で、ワックの運用によりまして産炭地域の振興のために相当使えるのではないかと、こういうことを私は申し上げたわけですね。

○多賀谷委員 そうすると、地方開発のワックは幾らあるのですか。大体筑豊あるいはその他の産炭地域にはどのくらい予定しておるのですか。

○田代説明員 これは昭和三十六年度におきましては総額で百七十億円でございます。で、新年度には今のところ二百億の総ワックです。実行につきましては、いずれそのうち地区別につきまして開発銀行の方でできるといふことに相なるかと思っております。

○多賀谷委員 三十六年度は一体産炭地域振興に使われますか。

○田代説明員 ちょっと私データを持ってきておりませんので、的確に幾らというところは申し上げられません。○今井(博)政府委員 産炭地振興という趣旨で出したわけではございませんが、結果として産炭地振興になっておるといふ融資は、開発銀行は相当やりました実績がございまして、ただ、金額は今ちょっと覚えておりませんが、相当なデータを開発銀行からいただいております。

○多賀谷委員 それで、具体的に何ですか、産炭地域の振興になったというのはいくらですか。○今井(博)政府委員 いや、そういうものではないでございます。一切のいろんな、たとえば機械工業なり、そういう産炭地における企業に対する融資でございます。

○多賀谷委員 一体どういふ個所にやられたのか、われわれ寮開にしてみても聞かないのですがね。またそういう工場も知らないですよ。

○今井(博)政府委員 私現在手元に持っておりませんが、役所には開発銀行からいただいたものがございまして、差し上げておけようございませぬ。

○多賀谷委員 これはやはり出資金それから預金部資金、開発銀行の資金というのには総合的に考えらるべき性格でしょう。ですから地方開発という大きなワックだけ二百億といわれましても、一体そのうちで大体産炭地はどのくらい予定されたか、三十六年度はどのくらいである、これくらいわかっておかなくては困ると思つたのですよ。これはわかりませぬか。

○今井(博)政府委員 金額につきましても、むしろ今後それぞれの地域別にワックをきめるわけですから、現在ある総ワック以外は何もきまっておきません。それから実績は、産炭地といつても相当広い意味での産炭地における企業に対する融資、こういうことで実績が出ておるわけでありまして、これがいわゆる産炭地振興法で議論されておるような方向で、それがはたしてそういう意味で実績が上がっているかどうかという事は、これはよく調べてみないとわからぬのであります。だから、今度は産炭地振興といふことも兼ねて増ワックされておるわけですから、この融資のやり方については、開発銀行ともわれわれの方と今これを打ち合わせしておるわけですから、従つて、これからこういう法律その他事業団で考えておるような産炭地振興といふ線

に沿つて、できるだけ実績が上がるような方向で融資してもらいたいという事は、特に詰めてこれから相談するつもりでございます。

○多賀谷委員 では明日までに一つデータをだしてもらいたいと思つたのですが、たとえば今ダムの建設の話が出ましたが、これは地方自治体にめんどうをかける方法でやると大臣がおっしゃいましたから、私も安心しているのですが、従来のような負担率でいきますと、これは地方自治体はとも負担し切れない、こういうふうに考える。そこで自治体としては、すでにダム等の話が出ておるわけですから、一体どういふふうにお考えであるか、お聞かせ願ひたい。

○茨木説明員 ダムの問題でございしますが、この場合は工業用水が主になるのであらうと思つて、そういうこととありますれば、工業用水の方の主として国庫補助があります場合と起債だけの場合とございしますが、一応それで全額お世話されるということになります。しかしそれに利水の問題がからみますと、そのアロケーションがあるわけでありまして、利水の問題が入りますと、事業の主体といたしましては、やはり県等がおやりになるのが適当であらうといふふうにお考えしております。特に上水道、工業用水ということになりますと、地域を相当広範に考えまして事業をやらなければならぬといふことにならざるやうに考へておられます。その市町村というよりは、県あるいは先ほど御意見がありましたような水道組合といふようなものが主体になる

べきではないかといふふうにお思ひます。そういたしますと、私の方の一般指導方針といたしましては、国の直轄事業なりあるいは大規模なものについては、なるべく市町村に負担を落とさないといふふうにお思ひしております。が、個々の実際問題といたしましては、治水ダムにつきましても、県から市町村に負担を落とすという場合がございします。実際問題としては、個々の市町村は、今御意見のようなことになつておられますから、従つてそれについては別途当該団体の方に財源を考へていくといふようなことをやらなかつて、うまくいかないといふ問題が出るのではないかと考へておられます。

○多賀谷委員 県がやる場合には、これは地元負担はありませぬか。

○茨木説明員 県がやります場合には、指導方針といたしましては、できるだけ地元負担をそういうものについてはなくするやうにということ、河川の改修とかそういう問題についてはやつておるわけでありまして、しかし実際問題としましては、従来慣例でありますと、先ほど申し上げましたやうに市、町村の方に負担をかけておる場合がございします。そういう場合については、個別的に当該市町村の負担に落とします額といふものを検討いたしまして、当該市町村の方に別途財源を世話をするといふことを考へていかなければならぬやうに考へておられます。

○多賀谷委員 そういたしますと、当該市町村の負担分は起債で全額見ているらしいですね。

○茨木説明員 産炭地振興地域の市町村、ことに炭鉱不況のために財政が困難になつておるといふ市町村につきましては、起債または特別交付税等で見なければいかぬやうな事態になると思つた。今でも離職対策等の問題については起債の方で七割、その残りの三割につきましては、その八割程度のもを特別交付税といふことで今年も見たわけがございします。そういう炭鉱離職対策事業と同じやうに見ていかなければならぬ事態が出てくるのではないかと考へます。ですからその企業の内容、事業の内容、負担の内容、こういうやうなものをご検討の上きめざるを得ないやうに考へます。

○多賀谷委員 ダムの場合でも、普通の、ペイするやうな状態ではない、工業用水を安く確保できるやうな状態ではないのでありますから、一般に地方自治体において負担を現実的になくするといふやうな、そして県でもやはり従来の觀念によつて地元負担といふことが起これば、離職者と同じやうに地方債並びに交付税で見ると、こういうやうに理解していいわけですね。

○茨木説明員 今お考えになつておりますダムがどのダムであるか、私にも実ははつきりいたしませんのですが、利用いたします企業の種類、それから関係市町村等の状況によつて、現に今疲弊いたしております御意見のやうな町村に負担がかかりますやうな場合については、十分やはりこちらのやうな、県等も見るといふお世話しなければならぬやうに考へておられます。

○有田委員長 次会は、明二十三日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会

石炭対策特別委員会議録第九号中正	誤	石炭対策特別委員会議録第十号中正	誤
段 行	誤	段 行	誤
三 三 処置々々	正	三 三 処置々々	正
段 行	誤	段 行	誤
三 三 慢性地域の慢性不況地	正	三 三 慢性地域の慢性不況地	正

昭和三十七年三月二十七日印刷

昭和三十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局